

文部科学省 平成27年度産学官連携支援事業委託事業

産学官連携リスクマネジメントモデル事業

(技術流出防止マネジメント)

# 成 果 報 告 書

平成28年4月

委託者 文 部 科 学 省

委託先 国立大学法人 名 古 屋 大 学

様式第 2 0

本報告書は、文部科学省の平成 2 7 年度産学官連携支援事業委託事業による委託業務として、国立大学法人 名古屋大学が実施した平成 2 7 年度産学官連携支援事業委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（技術流出防止マネジメント）」の成果を取りまとめたものです。

## 目 次

図表一覧	<i>
第1章 事業の概要	7
1)-1 事業目的と事業内容	7
1)-2 名古屋大学の規模が分かる基本情報（研究者数、部局構成等）	7
第2章 モデル構築・実施について	9
2)-1 モデル構築・実施担当者	9
2)-2 モデルの構築にあたって注意した点	9
2)-3 中間まとめにある5つの方向性への対応	9
2)-3-1 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築へ向けて	10
2)-3-1-1 学内外調査による実体把握	10
2)-3-1-2 構築したルール（ポリシー、規則等）	11
2)-3-1-3 学内外調査の結果～秘密管理すべき対象の明確化～	12
2)-3-1-4 学内外調査の結果～求められる管理水準に合わせた管理～	13
2)-3-1-5 学内外調査の結果～管理度合いに応じた管理コスト・管理負担の把握～	16
2)-3-1-6 学内外調査の結果～学生による秘密管理～	17
2)-3-1-7 安全保障輸出管理における学内調査（研究内容の機微度調査）	18
2)-3-1-8 リスクマネジメントに関する学内体制とシステム	19
2)-3-1-8-1 リスクマネジメントに関する学内体制	19
2)-3-1-8-2 構築したシステム（業務フロー等）	20
2)-3-1-8-3 モデルにより運用された件数（手続き行った件数、マネジメント件数）	21
2)-3-2 大学のビジョンと学長等のリーダーシップ下でのマネジメント	21
2)-3-2-1 モデル構築の基となった大学のビジョン	21
2)-3-2-2 学長等のリーダーシップ下でのマネジメント強化	21
2)-3-3 研究者等への普及啓発	22
2)-3-4 リスクマネジメント人材の確保・育成	23
2)-3-5 事例把握、情報共有（マネジメントのノウハウ等の整備）	25
第3章 モデルの改善について	26
3)-1 実践して得られた課題と解決方法	26
3)-1-1 実践して得られた課題	26
3)-1-2 課題への解決方法	27
3)-2 得られた知見、ノウハウ（例えば有識者からの知見等）	29
3)-3 次年度に向けた改善点	30
3)-4 次年度に向けた計画案	30

3)-4-1	実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築	29
3)-4-1-1	学内コンソーシアム調査	30
3)-4-1-2	安全保障輸出管理に関する追加調査	30
3)-4-1-3	構築予定のルール（ポリシー、規程等）	30
3)-4-1-4	構築予定の体制とシステム（業務フロー等）	31
3)-4-2	学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の必要性	31
3)-4-3	研究者への普及啓発の必要性	31
3)-4-4	リスクマネジメント人材の確保・育成の必要性	32
3)-4-5	事例把握、情報共有の必要性	32
第4章	モデルの普及について	32
4)-1	モデルの普及のための取組状況	32
4)-2	次年度以降のモデルの普及のための取組状況	33
第5章	全体総括	36

## 図表一覧

- 図 1 国内外の企業や大学等での管理手法や課題等のヒアリングによる調査計画
  - 図 2 輸出管理における研究内容の機微度調査
  - 図 3 技術流出防止実施体制
  - 図 4 秘密管理対象と秘密レベルに応じた管理手法
  - 図 5 学生を研究へ参画させる場合の留意点
  - 図 6 全学的な観点から検討した営業秘密管理の体制、業務・情報共有フロー
  - 図 7 全国の大学等への普及プロセス
  - 図 8 リスクマネジメントモデルで提供するツール等
  - 図 9 リスクマネジメントモデル事業のスケジュール
- 
- 表 1 営業秘密管理に関する国内外調査結果一覧
  - 表 2 H27年度の事業実施により浮かび上がった課題と解決方法



## 第1章 事業の概要

### 1)-1 事業目的と事業内容

#### 【目的】

本事業は、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置かれた「大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会」において提示された、「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」に基づき、大学等が産学官連携リスクマネジメント体制を構築する際のモデルとなるような取組体制・システムを構築するとともに、この取組を全国的に波及させることを目的とする。

#### 【事業内容】

平成27年度は、名古屋大学では、学内外の調査で先進例や現状を把握のうえ、実効的なリスクマネジメントモデル（濃淡管理モデル）を実施するための準備を行う。また、e-Learningシステムの改訂等によって、さらに啓発活動を進める。そして、技術流出防止マネジメント等のリスクマネジメントについてNUMIRAIビジョンの反映のため、リスク管理部署が協働のうえ情報交換を行う。

### 1)-2 名古屋大学の規模が分かる基本情報（研究者数、部局構成等）

名古屋大学の源流をたどれば、1871年（明治4年）に仮病院、医学校が設立されたことにさかのぼり、144年の歴史を刻んでいる。この間にさまざまな変遷を経て、1939年（昭和14年）には医学部と理工学部からなるわが国で7番目の帝国大学となった。第二次大戦後の学制改革により、1955年（昭和30年）には8学部・研究科からなる総合大学となり、その後もさまざまな改革を経て、現在は学部9（文学部、教育学部、法学部、経済学部、情報文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部）、研究科14、附置研究所3、共同利用・共同研究拠点2、学内共同教育研究施設19、中央図書館・分館（蔵書数323万冊余）、教員数約1,700名、学部学生10,200名余、大学院学生6,300名余、留学生1,600名余、等を擁する中部圏の中核大学であるとともに、わが国屈指の総合大学に成長してきた。名古屋大学の卒業生からは、これまで特に学界、産業界において、輝かしい活躍をしている人材が数多く育ち、日本と世界を牽引するリーダーとして社会に貢献している。





## 第2章 モデル構築・実施について

### 2)-1 モデル構築・実施担当者

#### ・事業総括

学術研究・産学官連携推進本部 本部長 教授/副総長 財満 鎮明

#### ・実施責任者

学術研究・産学官連携推進本部 副本部長 教授/総長補佐 一村 信吾 (安全保障輸出管理責任者)

学術研究・産学官連携推進本部 知財技術移転グループリーダー 教授 鬼頭 雅弘 (営業秘密管理責任者)

#### ・実施担当者

学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当 URA 石川 綾子 (安全保障輸出管理・営業秘密管理担当者)

学術研究・産学官連携推進本部 知財技術移転グループ URA 宮林 毅 (営業秘密管理担当者・新規雇用)

学術研究・産学官連携推進本部 プロジェクト推進グループ URA 小金丸貴志 (営業秘密管理担当者)

学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当 URA 寺内 常雄 (安全保障輸出管理担当者)

学術研究・産学官連携推進本部 知財技術移転グループ 特任教授 北岡 浩 (営業秘密管理担当者)

学術研究・産学官連携推進本部 知財技術移転グループ 特任准教授 道井 敏 (営業秘密管理担当者)

NU tech(名古屋大学海外拠点) 特任教授 神山 知久

NU tech(名古屋大学海外拠点) 岩倉 信弘

#### ・事務担当者

研究協力部研究支援課 課長 新地 博

研究協力部研究支援課 課長補佐 山中 誠

研究協力部研究支援課 専門員 小出 信吾

研究協力部研究支援課 事務職員 中林 佑樹

研究協力部社会連携課 主任 柴田 健太郎

学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当 事務補佐員 本高聡子 (新規雇用)

### 2)-2 モデルの構築にあたって注意した点

・これまでの営業秘密管理等のリスクマネジメントの取組みは実効的といえない面もあり、実効的な仕組みとするため、まず学内外のリスクマネジメントの現状の課題を正確に把握し、学外の進歩的な取組の導入可能性を探る。

・名古屋大学だけのモデル構築とならないように、大学が置かれている環境と課題の因果関係を見極めてのモデル構築とする。

### 2)-3 中間まとめにある5つの方向性への対応

産学官連携活動に関する明確なビジョンの下で、産学官連携リスクマネジメントを大学の経営上の重要事項として、過剰な負担をかけずに、適切に実行していくために、次の5

つの方向性が重要となる。

- ・実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築の必要性
- ・学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の必要性
- ・研究者への普及啓発の必要性
- ・リスクマネジメント人材の確保・育成の必要性
- ・事例把握、情報共有の必要性

以下、上記5つの方向性ごとに項目を設けて、報告を行う。

## 2)-3-1 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築へ向けて

### 2)-3-1-1 学内外調査による実体把握

#### 【課題】

次年度以降、実効的・効率的なマネジメント体制・システムを構築するため、これまでの営業秘密管理等のリスクマネジメントの現状の課題を把握し、学内外の進歩的な取組みの導入可能性を探ることによって、次年度以降、実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築をするための準備を行う。

#### 【達成目標】

- i) 学外調査として、営業秘密管理等のリスクマネジメントについての国内外の企業や大学等での管理手法や課題等のヒアリングによる調査を行う。
- ii) 学内調査として、産学官連携がさかんで、他機関情報と関連が深い研究活動を展開する教員等が多数所属する大学内センターにつき現状の秘密管理状況、学生のプロジェクト参加状態などの調査を行う。

#### 【実施内容】

以下記載の機関へ往訪のうえ、技術流出防止マネジメントに関して学内外調査を行い、本学のマネジメント方法への導入可能性を検討した。得られた技術流出防止マネジメントの先進例や現状把握の結果は、次年度以降構築予定のガイドラインの策定や、実効的・効率的なマネジメント体制・システム構築へ向けての基礎資料とした（図1）。

次に、機関別調査状況をまとめた（詳細は表1（p. 12）参照）。

《海外機関》：名古屋大学の海外拠点の一つであるNU techの神山氏、岩倉氏の協力を得て、米国大学や研究機関における、営業秘密管理の先進的取組や課題（秘密明確化、物理的・技術的管理、学生の取扱い、複数企業との共同研究等）について把握することができた。

《国内企業》：営業秘密管理の取組みの蓄積がある企業における秘密管理の管理手法等の先進例を把握することができた。また、企業側が共同研究等において大学に対して要求す

る管理のレベル感等を認識することができた。

《その他の機関》：経済産業省産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 大学連携推進室にて、今後の産学連携や営業秘密管理政策における強化ポイントや、本学のモデル事業の取組みについて意見交換を行った。今後も随時情報交換や協働を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館と本学のモデル事業について情報交換し、営業秘密管理セミナーを共同実施した。

《学内調査（大学内センター調査）》：多数の共同研究等の産学連携活動が盛んな大学内センター（※）の教員や研究支援組織をヒアリング調査することによって、共同プロジェクトに関わる教員の現状の管理状況を把握することができた。また研究支援組織の現状のサポート状況や課題を把握することができた。

（※）本大学内センターは、多数の共同研究等の産学官連携活動が盛んであり、大学内で、特別の秘密管理の組織内規程をもち、運用のある特区である。企業等からの秘密管理の要望も多い。

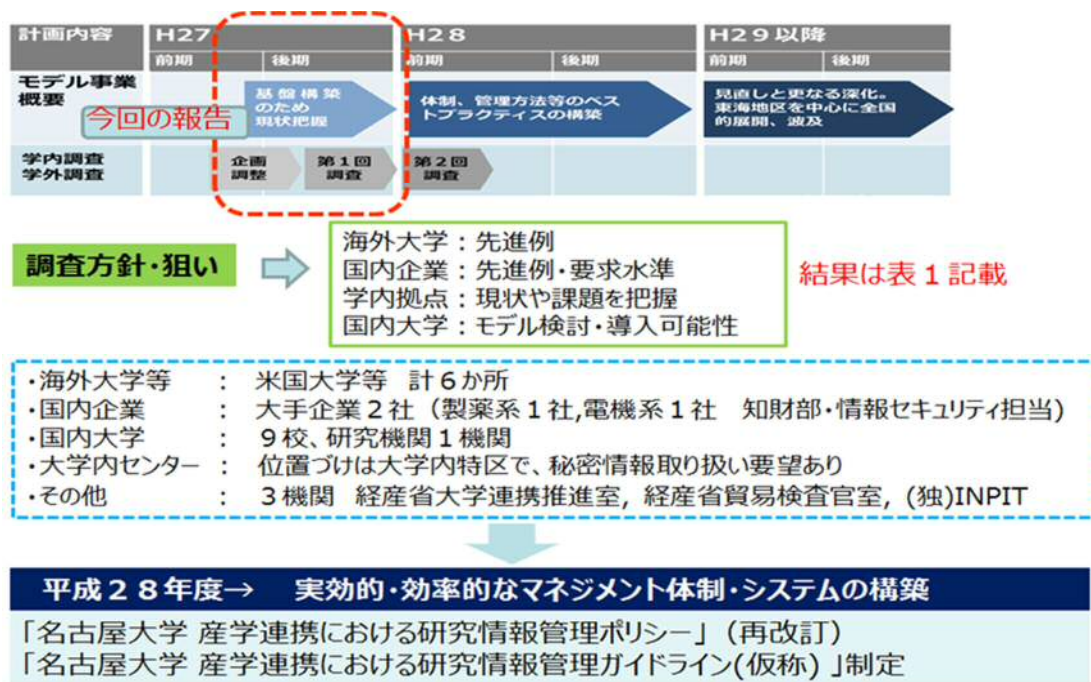


図1：国内外の企業や大学等での管理手法や課題等のヒアリングによる調査計画

## 2)-3-1-2 構築したルール（ポリシー、規則等）

i) 「名古屋大学 産学連携における研究情報管理ポリシー」を改定した (No. 1)。「名古屋大学 産学連携における研究情報管理ポリシー」について、平成 27 年不正競争防止法改正による未遂行為の処罰、親告罪化等に加え、本事業での調査結果により、学生の取扱いや今後策定するガイドラインとの関係を追加して改訂した。

ii) また、学内外調査の結果は分析のうえ、平成 28 年度に「(仮称) 名古屋大学 産学連携における研究情報管理ガイドライン」として、管理レベルごとの具体的なマネジメント手法の例示を行う。

表 1 営業秘密管理に関する国内外調査結果一覧

	海外大学等	国内企業	国内大学	大学内センター
秘密対象	・世界的研究大学は秘密管理すべき対象を限定 ・他は国内大学・企業と同様	・対象は社内委員会等で決定し、個別の判断は各研究者等 外部秘密の受入れは、契約書上で対象を決定、支援組織が仲介交渉	・秘密情報は各研究者等で判断 ・外部秘密の受入れは、契約書上で対象を決定	・秘密管理すべき対象ルールあり ・他は国内大学・企業と同様
管理水準	【営業秘密】 ・世界的研究大学 →受取らない基本方針 「大学は論文公開が原則、自由な討議が研究促進」、「学生の研究を妨げる」 ・上位研究大学 →資金獲得を目指し受取る方向 【その他秘密】 ・秘密刻印、鍵付キャビネット、複製制限	・多様な管理方法を採用している 標準区分(厳秘・関係者外秘・社外秘) →情報サーバー一元管理、アクセス制限、部外者立入禁止 →管理指針でマトリクスを作成、X：秘密管理行為レベル Y：機密レベル ・共同研究：→「重要な秘密は預さない」 →共同研究の成否は「求める秘密管理」が可能かどうかで決まる	・基本的に秘密管理への対応の遅れ、組織的な管理例はあまりない	・管理方法は、厳秘・秘の2段階区分管理 →建屋、部屋でICカードでアクセス制限 →PC内情報はパスワード管理 →研究者異動時の情報廃棄を確認し、赴任時監約書、共同研究者リストあり ・研究者により認識に差 →企業側から要求される管理を厳密遵守する研究者、認識が薄い研究者も存在
管理度合費用負担	【管理度合い】 ・秘密のレベルに区分はない	【管理度合い】 ・厳秘・関係者外秘・社外秘等の区分に応じた管理を実施 【費用負担】 ・秘密性の高い共同研究では、専用PCを貸出し(企業負担)情報蓄積・アクセス。	【管理度合い】 ・秘密のレベルに区分はない 【費用負担】 ・学内発生費用は大学負担	【管理度合い】 ・厳秘・秘の2段階区分で管理 【費用負担】 ・秘密性高い共同研究では、大学側が用いるPCやUSBは企業負担
学生の秘密管理	・学生の自由な研究の尊重 論文発表、就職等への制限の可能性 揭示し、自主的意志ベースで共同研究参加決定させている(インフォームド・コンセント) ・守秘義務契約書へのサインするときは雇用が前提	・参加する場合、学生は雇用がなく、立場が不明確で管理困難 ・なるべく関与しない方が好ましい ・関与する場合は、雇用締結、監約書で立場の明確化が望ましい	・監約書や雇用の例はあまりない ・監約書は根拠が無い ・企業から学生の参加や管理方法の提案を受けることもある	・雇用締結の教員は5名中3名。 ・2名は全ての学生をRAとして雇用 ・雇用により、学生に責任感とインセンティブがあり、良い成果を生む ・教員が、学生が論文発表し就職する存在であることを認識し、問題が生じぬよう、関与をコントロール ・監約書取得はない例が多い ・「情報セキュリティ自己点検」必須 ・教員が逐一指導している例もあり
雇用費用	・共同研究費・企業負担により捻出され例あり	・企業側が雇用分を負担するという話はあまりない	・学生の雇用は、費用負担の点で困難	・資金が潤沢であり、雇用が可能といえる
まとめ	学内外調査まとめ→平成28年度にガイドラインに反映 ①共同研究等での外部からの秘密とする対象は限定的に。担当者により交渉、決定。 ②【濃淡管理モデル】リスクに応じて、管理手法を変える(厳秘・関係者外秘・社外秘)。 ③管理コスト(秘密管理のための設備やPC等の資金)は企業負担を前提とするが、費用かけなくてもできる管理を検討。 ④学生の自主的な意思を保護のため、フローチャートによるインフォームドコンセント学生の雇用の必要性を含めて検討。			

## 2)-3-1-3 学内外調査の結果～秘密管理すべき対象の明確化～

### 【課題】

i) 秘密管理すべき対象が明確化されなければ、研究者は管理対象が不明であり、秘密情報の管理が困難となる。平成 28 年度以降、秘密管理すべき対象が明確化されたルール構築するべく、本年度は、海外調査、学外企業・大学の調査、学内調査を実施のうえ、現状把握、先進例・課題抽出等を行う。

### 【実施内容】

《海外調査》：米国大学等においては、学内秘密について、基本的には研究内容・研究計画を十分に把握している各研究者・研究責任者によって、明確化することのであった。学内の秘密事項は基本的にきわめて少なく、大学では、学問研究の自由により基本的に研究情報は公開し、公益を迫及するべきものというポリシーであった。ただし、臨床研究データや軍事研究における機微技術等は、他の研究とは区分を明確に行い、秘密として厳格

な管理（建物も区分）を行っている。

一方で、学外からの秘密の受入れについては、共同研究契約・秘密保持契約において企業等と研究者や支援者組織が交渉の結果、指定を受けるとのことであった。負担のみが増加する営業秘密は受け取らないようにする場合もある。また、支援組織では、当該秘密を保有するリスク・責任を十分理解したという確認書を採用等、秘密の範囲に対しての研究者の認識を向上させている。

《国内企業調査》：社内情報について、情報関連委員会にて秘密指定をするか否かの決定をしている。しかし、実際は秘密を取り扱う研究責任者でないと秘密管理すべき対象の明確化が困難であるため、情報セキュリティ関連部署により秘密のレベル感を説明のうえ一次的な決定を行っている。

一方で、社外情報（社外から受入れた情報）についても、同委員会にて決定をしている。一次的な決定は、共同研究契約等の合意時点において、研究責任者と共同研究先とのやりとりに、情報セキュリティ部署の担当者が間に入って交渉・指定を行い、管理レベルの水準合わせをしている。

《国内大学調査》：国内大学においては、調査した範囲内では、ポリシーやガイドライン等の秘密管理すべき対象の明確化についてのルールを策定している例はみられなかった。基本的に研究者に任せているということであるが、企業から厳格な秘密管理が要求される場合には、研究支援者が、研究者と企業との間に入って秘密管理水準を合わせるなどの対応をしている例があった。

《大学内センター調査》：学内研究情報は、公開を前提としているものがほとんどであり、営業秘密等とするものはかなり限られることで研究者の認識はほぼ一致していた。

また、学外研究情報については、ルールを設定して、各グループリーダーが情報管理責任者として秘密情報の監督を行い、共同研究においては、URA（リサーチ・アドミニストレーター）がワンストップで対応する相談窓口として、相手方企業と教員との間に入って交渉を行い、秘密情報の明確化を行っている。具体的に、秘密情報は、厳秘、秘の2種類に区分され、当該格付け情報が公開された場合の影響から秘密の区分の指定を行っている。

#### 2)-3-1-4 学内外調査の結果～求められる管理水準に合わせた管理～

##### 【課題】

i)平成28年度に、企業等からの大学の信頼性の保持の必要性から、求められる管理水準に合わせた管理を実行し得る営業秘密管理手法を構築する。本年度は、海外調査、学外企業や大学の調査、学内調査を実施のうえ、現状把握、先進例・課題抽出等を行う。この結果については、整理・分析し、類型とリスクに応じた「濃淡管理モデル」を構築し、管理水準に合わせた管理を実行しえる営業秘密手法として打ち出す予定である。

## 【実施内容】

### 《海外調査》

#### Trade Secret (営業秘密)

世界的研究大学においては、学外からの秘密について営業秘密は学内で管理負担から、入手を制限するとの方針もあった。しかし、上位研究大学では、本格的な共同研究のため多数の営業秘密を受け取ることが可能となる組織的システムを構築予定であり、大学の収益の拡大の一つの方針とするとのことであった。現在、営業秘密管理について、求められる管理水準に合わせた詳細なポリシーを作成中とのことである。

特に、機微な技術である、軍事研究や臨床データのやり取りが発生する医学臨床研究等は特別に厳格な取扱いであり、建物の場所的な区別等アクセス権者が極めて限定され、大変厳格な漏えい防止対策が採られていた。

学内の研究成果等の情報に関しては、基本的に、秘匿性の高い一部の研究情報を除いて、学問の自由や公益の尊重から Trade Secret (営業秘密) としては扱わない (大学の研究成果は公開のうえ共有するもの) という方針であった。

#### Confidential Information (その他秘密情報)

今回調査先であった大学や研究機関において、研究成果のラボノート記載、秘密マーク、鍵付キャビネット管理、複製の制限等の様々な秘密管理の方策があった。技術的管理としては、PC の ID やパスワードによるアクセス制限等があり、それぞれ求められる水準に合わせた秘密管理の方法が採用されていた。

また、各教員が多数の研究プロジェクトや共同研究を実施する場合には、プロジェクトごとに PC を区別し、個人 PC への接続禁止を行う等のコンタミネーション防止等の秘密管理の方法を採用している場合があった。

このように、海外大学においては、共同研究の相手方である企業に合わせて適切な秘密管理を行う一方で、学外から受け取る秘密の範囲は限定的にとらえているということがわかった。

《国内企業調査》：企業において、本社と事業所のセキュリティルールは基本的に均一であるが、事業所において一部厳格若しくは特殊な取り扱いが必要なものは、事業所によって加重した (付加的な) ルールをもつ場合がある。

ルールの詳細は、社外秘、関係者外秘や厳秘については、ICカード等で基本的にアクセス制限の管理を行い、厳秘は防犯カメラ設置の場所にて管理を行っている。社外秘は、ファイルや電子情報の物理的な置き場について担当者の任意であり、関係者外秘はファイル管理の場所が限定、厳秘は厳格に施錠された場所にて管理を行っている。基本的に、秘密情報は、レベルによらず、紙媒体の廃棄はシュレッダーした後の廃棄を行っている。なお、企業の事業内容や規模によって、秘密の区分と区分に合わせた具体的な秘密管理はまちまちであり、企業によりバリエーションがある。

別類型として、コンソーシアム型の研究活動場合は、基本的にコンソーシアム事務局に

て管理を行い、その規約に従った管理をする。バックグラウンド技術についても同様である。人的な管理としては、入社時に秘密管理に関する誓約書を提出している。また、行動基準としてのコンプライアンス宣言書を年に一回提出し、特定のプロジェクトで誓約書を要求することはたまにある。退職時には誓約書を取得し、情報の廃棄の確認も行っている。

企業側が秘密を外部（大学）に提供する場合の意識としては、基本的に、大学を信頼しつつ、提供する秘密を選択する、もしくは提供相手を選択するということに尽き、強制はできないとのものであった。共同研究契約の成立は合意形成であるため、企業が求める秘密管理を大学側が行えることができるかという部分も含めて、企業側と大学側で合意がとれるか否かにより成否が決定するとの意見があった。企業が共同研究等において、提供する秘密のレベルは、関係者外秘または社外秘レベルのもの（不正競争防止法上の「営業秘密」）が多いとのことであった。

このように、企業では特に、商品や顧客情報等の秘密漏えいが重大な打撃となるため「営業秘密」管理水準として秘密のレベルに合わせて、厳格に管理を実施している例が多い。

また、企業との共同研究においては、大学という存在は秘密管理の側面も含めて信頼に足りる存在であるかということをも含めて判断され、合意締結に至っていることがわかった。

《国内大学調査》：他大学において、営業秘密管理を組織的に行っている例はあまりなかった。ケースバイケースで秘密保持契約や共同研究契約締結の際に、研究支援組織が調整を行いながら締結をしており、統一的なルールの提示はないようである。ある大学の担当者の意見では、統一的な秘密管理水準を定めたルールが不足しているため、企業側から過度な秘密管理を要求されることもあるように感じるとの意見もあった。

《大学内センター調査》：大学内センターでは、企業との共同研究が盛んであり、企業からの出向者も建屋に共存していることもあり、企業からの要望に合わせた秘密管理の観点から、各フロア、各研究室について二重に IC カードでのアクセス制限を行っている。PC は、パスワード管理がされている。

外部からの営業秘密を授受している研究者は、企業の要求に応じ、PC を他の研究と区別する、その情報にはパスワードを付け、入室管理のある部屋に PC を置く、秘密情報が入ったハードディスクは完全破壊のうえ廃棄している等十分に配慮している例等があり、企業側から求められた水準に合わせた管理を行っていた。

その他の秘密については、confidential のマークをつける、論文投稿する場合には、共同研究先に確認を依頼し承認を得てから行う等の措置を採っている例が多くみられた。

このように、大学内センターの研究者においては、比較的認識が高く、企業で求められる水準に合わせ、秘密管理対策をとっている例が多かった。

一方、秘密事項についての認識が薄い研究者も少数ではあるが存在し、秘密事項と秘密事項ではないものを区別することなく、文書や情報データ研究室内に放置している例もあった。その研究者によれば、秘密管理の人員や時間を割くことは困難とのことであった。

## 2)-3-1-5 学内外調査の結果～管理度合いに応じた管理コスト・管理負担の把握～

### 【課題】

i) 平成28年度に、管理の度合いに応じた管理コスト・管理負担の把握と状況に応じた営業秘密管理の選択を行うため、本年度は、海外調査、学外企業・大学の調査、学内調査を実施のうえ、現状把握、先進例・課題抽出等を行う。本学においては、管理コスト・管理負担の把握と状況に応じた選択として、類型とリスクに応じた「濃淡管理モデル」を打ち出す予定である。

### 【実施内容】

#### ≪海外調査≫

##### Trade Secret (営業秘密)

一部の大学等では「営業秘密管理」として、情報は中央のデータベースには入れず、暗号化して保護する等の厳格な措置を採る。また、鍵等をかけ、カメラでモニターされた部屋で保管する等の物理的管理を徹底する。さらに、秘密保持契約の期間経過後は、情報の入ったROM等を完全に破壊し、異動時には責任をもって管理する者がいる状態にすること等完全な管理を行うようにする。

また、ある研究大学等では、貴重な生物試料等を移動させるときは、誰が持ち出したか等を確認し、契約で厳格な管理を行うようにしている。このように、営業秘密について海外大学は管理コストをかなりかけて技術流出防止対策を採っていることがわかった

##### Confidential Information (その他秘密情報)

各大学等の機関においては、NDA等の要求がある場合について、秘密情報のマーキング、秘密情報を鍵付きの場所等に保管、秘密情報が含まれるPC・データベース等へのアクセスをパスワード等で制限、定期的に秘密管理者へのreminder等のルールがある。

また、一部の研究大学では、研究成果を個人PCで保管禁止、大学保有PCでの管理や大学のアカウントのクラウド上で保管等の実施推奨などのルールを設けているとのことである。特定研究を実施する建物のセキュリティ確認(全ての建屋ではない)もある。

しかし、これらについて、基本的には、NDA等による要求がある場合のみに限定して秘密管理を行っており、実際に全てが研究者に徹底できていないとのことである。

海外大学では、Confidential Information(その他秘密情報)についてまでは、管理するための人員や、建屋や設備が十分に整っているわけではなく、秘密管理にコストを割くことができない、また、コストを割くとの認識があまり高いともいえないとのことであった。

≪国内企業調査≫：企業において、厳秘の秘密は、その秘密にたどり着くまでに、何重ものセキュリティ(ICカード等で管理)をくぐらなければならないとのことである。厳秘は防犯カメラ設置の施錠した場所にて(退室にもIDカードが必要)管理を行っている。秘密を保有している研究所への入室は、ICカードによる認証が必要となる。



基本的に情報の入ったファイルをメール送付等で拡散させることはせず、フォルダーをサーバーに置いて、アクセス権者がそのファイルを見るという方式を採る。外部クラウドは、組織としての管理が困難であるため、用いていない。

このように、企業では秘密漏えいが経済的にみて重大な損失となるため、秘密管理（特に「営業秘密」として保護すべきような水準の秘密情報）をかなりのコスト（設備や建屋や管理人員）をかけて管理を実施している。

ある企業では、企業トップが、秘密管理と情報漏えいをコンプライアンス上セクハラに続き 2 番目に重要な経営問題であると認識しており、情報セキュリティレベルの向上や、情報漏えいのグローバルリスク対応等、重点的にコストをかけ近時取り組んでいる。

《国内大学調査》：前述のように、他大学において、営業秘密管理を組織的に行っている例はあまりなかった。ほとんどの大学においては、秘密管理のために人員の補てんや経費の捻出が必要となるため、組織的運用が難しいとの意見があった。

《大学内センター調査》：大学内センターでは、前述のごとく、秘密管理の観点から、各フロア、各研究室に二重に IC カードでのアクセス制限を行っている。このような建屋・設備の費用は、プロジェクト経費の間接経費から支出している。教員が多数の研究プロジェクトや共同研究を実施する場合に PC を区別し、LAN 接続禁止を行う等のコンタミネーション防止等の秘密管理の方法を採用している場合があった。この PC や USB の費用は企業側が負担している例と大学側で負担している例があった。

別の教員にこのような管理方法の是非を聞いたところ、大学側の費用でそのような管理手法を採ることは、費用面で難しいという意見はあったが、研究上の障害は大きくはないとの肯定的意見もあった。

## 2)-3-1-6 学内外調査の結果～学生による秘密管理～

### 【課題】

i) 平成 28 年度以降、論文発表や職業選択の自由を有する学生の立場にも十分配慮した管理方法のあり方についてルール構築するべく、本年度は、海外調査、学外企業・大学の調査、学内調査を実施のうえ、現状把握、先進例・課題抽出等を行う。

### 【実施内容】

《海外調査》：海外大学等においては、学生の自由な研究・学問の自由の尊重に十分に重きを置いている。例えば、共同研究参加に際して、学生は、研究活動や論文発表、就職等に制限がでる可能性があることを十分認識したうえ、自主的な意思ベースで参加を決定している。具体的には、教員が学生に参加のリスクを示して、インフォームド・コンセントを取る等によって、参加や情報へのアクセスは強制ではないことを確認していることが多い。

また、学生を雇用することなく、守秘義務や秘密保持義務の契約書にサインすることは通常なく、責任を負うには、雇用関係が発生していることが基本である。

《国内企業調査》：国内企業からは、学生は、プロジェクトに参加する場合、雇用関係がなく立場が不明確であり、秘密管理が困難である、また、特許権の所在や労務管理上も難しい点があるとの意見があった。学生はなるべくプロジェクトに関与しない方が好ましいが、関与する場合は、雇用関係を締結する、誓約書を取得する等によって、立場を明確にしてほしいとの意見があった。

《国内大学調査》：学生の秘密管理への対応として、誓約書の取得や雇用関係の締結等を行っている例はあまりみられなかった。企業との共同研究等において、企業側から学生の参加の有無を質問され、参加の場合には具体的な管理方法について提案を受ける場合もあるようである。共同研究における学生の雇用関係の締結については、費用負担の点で困難であるとの意見があった。学生の誓約書の取得については、その根拠がないのではないかとの意見があった。

《大学内センター調査》：大学内センターの調査において、学生と雇用関係を締結している教員は5名中3名である。そのうちの2名はすべての学生をRA（リサーチ・アシスタント）として雇用している。ある研究者の意見によると、学生をRAとして適正な対価にて雇用することによって、学生自身に研究活動に対する責任感とインセンティブが生まれ、良い研究成果を生み出すとのことであった。良い研究成果の結果、学生雇用の資金が生まれるという循環を目指しているとのことである。

学生に対する意思の尊重については、学生の自主的意思のみで研究テーマやプロジェクト参加等を決定するわけではないが、教員側が、学生が論文発表し就職する存在であることを十分に認識し、学生に問題が生じないように、プロジェクトに関与する範囲をコントロールしている例がほとんどであった。

学生に対して、誓約書の取得は行っていない例が多かった。ある研究者は、学生には、既に論文公開等によりオープンとなった研究情報にしか関与させないため、誓約書の取得は不要であるという意見もあった。

学生には、「情報セキュリティ自己点検」が、年に一度、受講が必須となっており、秘密情報の電子メールの取扱い、本学管理のPCの持出し等の学内ルールや注意点を認識している。大学内センターでは、教員が秘密管理について逐一指導している例も多く、秘密管理について学生も比較的高いレベルにて秘密管理の認識がある。

## 2)-3-1-7 安全保障輸出管理における学内調査（研究内容の機微度調査）

### 【課題】

i) 現在、技術の提供について、教職員の提供毎の自己申告（安全保障輸出管理上の電子申請）としている。自己申告を中心とする管理であると、技術提供は多数回、様々な形態によって行われるため、高いリスクをもつ案件の効率的な管理をすることが困難である。事前に研究内容を輸出管理上の機微度の観点から把握し、実効的な管理を行うことが必要となる。

**【実施内容】**

i) 安全保障輸出管理において、技術提供での実効的な管理方式モデルを構築するために、研究者ごとの研究内容の機微度（リスト規制技術の保有等）調査とリスク評価を行なった。具体的には、工学研究科に対して、研究内容の機微度に関するアンケート調査し結果をデータベース化し、得られたデータに基づきリスク評価を行った（図2）。



**【進捗状況】**

i) 安全保障輸出管理に関する機微技術の保有状況を把握するために、工学研究科所属の教員対象に「研究内容の機微度調査」（No. 4）を行った。平成27年度安全保障輸出管理に関する監査のなかで機微度調査について趣旨説明し、対象者約400名に調査票を一斉送付した。現在は、回答の整理と追加調査、回答の分析中である。

図2 輸出管理における研究内容の機微度調査

2)-3-1-8 リスクマネジメントに関する学内体制とシステム

2)-3-1-8-1 リスクマネジメントに関する学内体制

**【課題】**

i) 営業秘密管理については、知財関連業務の担当者が付帯業務として業務遂行しており主導的なシステム運用が困難である。営業秘密管理実施体制として、学術研究・産学官連携推進本部に、「営業秘密管理担当者」を配置しシステム構築や相談対応を主導する。



図3 技術流出防止実施体制

ii) 安全保障輸出管理については、留学生等増員（2020年留学生3000人等）、国際連携増加から、今後業務量とリスクの増大が予想される。安全保障輸出管理について、現行の管理体制で引き続き推進するが、営業秘密管理担当者と協働により事業を実施する。

**【実施内容】**

i) 学術研究・産学官連携推進本部長のもと、知財技術移転グループに、責任者としてグループリーダー、「営業秘密管理担当者」としてリサーチ・アドミニストレーター（企業出身・

秘密管理・知的財産関係の業務経験あり)を専任にて配置のうえ営業秘密管理実施体制を構築し、事業を推進した。

ii) 安全保障輸出管理について、現行の管理体制で引き続き推進するが、営業秘密管理担当者と協働のうえ事業を実施した。

iii) 技術流出防止実施体制の人員は、営業秘密管理担当：5名(兼任)、輸出管理担当：6名(兼任)である。本事業予算で不足する分は、安全保障輸出管理の予算を充当した(図3)。

## 2)-3-1-8-2 構築したシステム(業務フロー等)

### 【実施内容】

i) 営業秘密管理担当実施体制においては、営業秘密管理担当者にて、教職員の秘密管理方法のワンストップでの相談対応、秘密保持契約手続きへの支援、研修会の開催、学内外調査と分析、調査結果に基づく体制・システム構築の検討を行った。

ii) 営業秘密管理について、研究情報の不正アクセス対策やその他セキュリティ対策について、情報連携統括本部と連携のうえ打合せの場を設け、現状のセキュリティ対策と課題事項を把握し、組織として適切な監視活動を行うための協働関係を構築した。

iii) 安全保障輸出管理においては、現状のとおり、最高責任者の総長のもと、輸出管理部門と営業秘密管理部門を配置。輸出管理部門は、輸出管理統括責任者の下、輸出管理責任者を配置されている。実務担当は、スーパーバイザーと、マネージャー、事務局(研究協力部)とが連携して、部局事務部門と教職員からの学内申請に対する審査承認、相談、経産省への許可申請手続きの支援をおこなった。

### 【進捗状況】

i) 営業秘密管理担当実施体制においては、営業秘密管理担当者にて、教職員の秘密管理方法の相談対応、秘密保持契約手続きへの支援、研修会の開催、学内外調査とシステム構築を行った。具体的な支援件数、運用件数は次項にて述べる。

ii) 情報連携統括本部においては、「名古屋大学情報セキュリティポリシー」(No. 2)、「名古屋大学情報セキュリティガイドライン」(No. 3)において、秘密情報等における電子メールの取扱い、本学管理のPCの持出し、サイバー攻撃等の問題顕在化の発見と対処法等について、ルール策定のうえでの運用を行い、ハードディスク完全廃棄ツール貸出しの支援も行っている。また、「情報セキュリティ自己点検」として質問形式のe-Learningの構成員全員の受講や、近時の情報漏えい事例の増加から、全学的情報セキュリティレベルを向上させる取組みがある(現在途上である)。

研究における秘密情報の技術的管理について情報共有を行った結果、その重要性の認識があり、今後も、より一層、全学的情報セキュリティレベルの向上の取組みを行っていくとともに、「名古屋大学情報セキュリティガイドライン」や「情報セキュリティ自己点検」に、研究情報における秘密管理項目も追加を行う予定となった。

### 2)-3-1-8-3 モデルにより運用された件数（手続き行った件数、マネジメント件数）

i) 多数の企業と産学官連携活動を行う大学内センターにおいて、秘密のレベルを段階的に指定のうえ管理する組織内ルールの方策と運用により秘密管理すべき対象の明確化と具体的管理手法の提示があり、秘密管理における進んだ取り組みがみられた（モデル関連事例）。

ii) 手続き・マネジメント件数（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月末）

①営業秘密管理：相談・質問対応件数 16 件

②安全保障輸出管理：事前チェックリスト 158 件 取引審査票 12 件 相談・質問対応件数 72 件

## 2)-3-2 大学のビジョンと学長等のリーダーシップ下でのマネジメント

### 2)-3-2-1 モデル構築の基となった大学のビジョン

i) 名古屋大学松尾総長イニシアティブ（NU MIRAI 2020）では、「名古屋大学を世界屈指の研究大学に」というスローガンのなか「イノベーションへの貢献と社会的価値の創出」、「幸福に貢献する「勇気ある知識人」の育成」等掲げている。

本イニシアティブのひとつに「シェアドガバナンスをふまえた総長リーダーシップによる自律的なガバナンス改革」をあげ、「世界で卓越した大学にふさわしい内部統制と新たなリスク管理体制の整備、構成員のコンプライアンス意識の向上」を謳っている。これをうけ、NU MIRAI WG では全学的な立場から、適切なリスクマネジメント・ガバナンスを再検討・新たな協働の方法を模索している。技術流出防止マネジメント等の産学官連携推進に関するリスクマネジメントについても、本ビジョンのもと学長のリーダーシップにより強化される。詳細は次項による。

### 2)-3-2-2 学長等のリーダーシップ下でのマネジメント強化

#### 【課題】

i) 松尾総長プランである NU MIRAI ビジョン反映のための WG では、リスク管理強化・体制再構築を行う予定である。) においては、WG メンバーとリスクマネジメントについての学外調査を協働して行うことや、情報交換を行うことによって、技術流出防止マネジメント等のリスクマネジメントに関連する事例や課題の共有を行う。

ii) 学術研究・産学官連携推進本部会議で技術流出の事例や情報共有を行い、経営層に営業秘密管理等の技術流出防止マネジメントが経営上の重要事項であることを日常的に喚起していく。

#### 【実施内容】

i) NU MIRAI WG では、総長プラン「松尾イニシアティブ NU MIRAI 2020」で謳う「世界で

卓越した大学にふさわしい内部統制と新たなリスク管理体制の整備、構成員のコンプライアンス意識の向上」の実現に向け、現在、内部統制・リスク管理担当理事の下、総務課、研究支援課、監査室、法務室等の関係者により WG が立ち上げられ、名古屋大学にふさわしいコンプライアンス体制のあり方について検討している。NU MIRAI WG メンバーと協働による事業実施を行い、技術流出防止マネジメントについて、全学的なリスクマネジメントのあり方を検討した。

ii) 学術研究・産学官連携推進本部会議や産連 WG 等において技術流出防止マネジメントの報告と情報共有を行った。

### 【進捗状況】

i) NU MIRAI WG では、個別リスク対応部門の一部を統合し、全学的なコンプライアンス推進組織とすることなどを含め、大学全体として一元的にコンプライアンスを統括し推進していく体制を構築する方向で、国内大学・研究機関や企業の調査と分析を行った。

調査先：東北大学、京都大学、九州大学、私立大学、産業技術研究所、民間企業。

また、個別リスク対応部署にコンプライアンスに関するアンケート調査を実施し、適切なコンプライアンス体制、業務・情報共有フローについて検討中である。

リスクマネジメントモデル事業実施担当者 2 名が、本 WG のメンバーとなっており、NU MIRAI WG 統括である内部統制・リスク管理担当理事へ本事業の計画案や進捗について報告のうえ、協働関係を構築している（3回）。

また、同メンバーと協働のうえ、「名古屋大学産学連携における研究情報管理ポリシー」の改訂作業を行い、大手民間企業のリスクマネジメントや大規模大学の営業秘密管理についてヒアリング調査を実施した（2回）。

同メンバーと本事業の進捗について情報共有・意見交換のうえ、営業秘密管理に関して、全学的な体制・システム構築について検討した（5回）。

ii) 月 1 度以上、学術研究・産学官連携推進本部会議にて技術流出に関する情報共有を行い、経営層に営業秘密管理等の技術流出防止マネジメントが経営上の重要事項であることを日常的に喚起した。

## 2)-3-3 研究者等への普及啓発

### 【課題】

i) 本学は、輸出管理での普及活動に特に力を入れており、多数の啓発活動を行っている。しかし濃淡管理モデルを漏れなく実効的に行うには、さらに関係者、特に研究者への啓発が重要である。現在の輸出管理 e-Learning を改訂し、技術流出防止 e-Learning（日本語版）留学生等用の同 e-Learning（英語版）を作成する。

ii) 年に 1 度以上、部局等の輸出管理事務手続き等の関連教職員への研修会を行う。

## 【実施内容】

i) 情報セキュリティ面については、情報統括本部にて「情報セキュリティ自己点検」（全構成員受講必須）を行った。電子情報の電子メールの取扱い、本学管理のPCの持出し、サイバー攻撃等の問題顕在化の発見と対処法等についての質問形式のe-Learningである。

また、技術流出防止e-Learningについて、次の①～③を作成した。

- ① 営業秘密管理 e-Learning（日）（No. 5）
- ② 安全保障輸出管理 e-Learning（日）（No. 6）
- ③ 留学生等用輸出管理 eLearning（英）

技術流出防止e-Learningを日本語版と英語版にて作成した。テキストとチェックテストのコンテンツをもつが、その内容は、安全保障輸出管理及び営業秘密管理の基本的な知識や注意点を習得できるものである。

ii) INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）と連携のうえ「研究情報等の秘密管理<教職員向け>研修会プログラム」（No. 7）を2月29日に実施した。研究等の秘密情報に関連する教職員（企業と共同研究を頻繁に行う教員、研究・産学官連携に係るURAや事務職員等）向けのものである。研修内容は、営業秘密に関する不正競争防止法の法令・制度概要や管理の具体例等についてINPIT知的財産戦略アドバイザー境野良一氏による説明を行い、本学知財・技術移転GLにて「名古屋大学産学連携における研究情報管理ポリシー」に沿って本学における秘密管理方法について説明を行った。54名の受講があり研究者への普及啓発の一助とできた。

## 2)-3-4 リスクマネジメント人材の確保・育成

### 【課題】

i) 現状からすれば関連業務の増大と適切な専門家の配置が必要となる。本業務は、法令知識、産学官連携の専門性が要求されるため、専門人材は不可欠である。

本事業で技術流出マネジメント担当者(URA)1名雇用し、学内での相談対応や研究室調査等全般的な技術流出マネジメントに携わる専門家として確保する。

ii) 本モデル事業実施担当者は、関連知識や実務能力の習得のためURA研修等(※)を受講することによって、専門知識を育成し、また産学官連携関連知識を習得する。それにより、産学官連携推進の観点を含めて技術流出防止マネジメントによる研究支援を行う。

(※)URA研修：本学独自でURAとして必要な知識・スキル・ネットワーク涵養のため月1回定期的に実施。H24年度から大学経営・知財・リスク管理等多様なテーマにて全49回実施。東海地区の大学・研究機関にも開放している。

### 【実施内容】

i) 技術流出防止マネジメント担当のURA1名を雇用し学術研究・産学官連携推進本部長のもと、「営業秘密管理担当者」を配置した。研究情報の秘密管理は、法令・産学官連携等関

連知識の専門性が要求され、専門知識を有する者により、システム構築、相談対応等を担うことが必要となる。そのため、学術研究・産学官連携推進本部長のもと、「営業秘密管理担当者」としてリサーチ・アドミニストレーター（企業出身・秘密管理・知的財産関係の業務経験あり）を専任にて配置した。

また、技術流出防止マネジメント業務の増加に対応するため、事業の補助者として事務補佐員1名を雇用した。

ii) 技術流出防止マネジメント担当者は、安全保障輸出管理及び営業秘密管理の法令・制度のみではなく、より広く研究・産学官連携等の知識の保有が必要となる。そのため、次のようにURA研修を実施され、事業担当者は研修会へ参加した。

- ・URA研修（研究支援者セミナー）：7回実施。
- ・その他研修会：12回受講。

#### URA研修（研究支援者セミナー）2015年度

- ①国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム「生物資源へのアクセスと利益配分に関する研修」
- ②内閣府参事官（基本政策担当）水野正人 氏他「第5期科学技術基本計画の骨子等」
- ③（公財）全日本地域研究交流協会プロジェクト推進部総括主任研究員 鈴木久美子 氏「オランダにおける産学官連携の事例紹介」
- ④デンマークの KAOSPILOT Christer Windelov-Lidzelius（クリスター校長）他「クリエイティブ思考とは何か等」
- ⑤京都大学学術研究支援室天野絵里子氏「オープンサイエンスについて」
- ⑥名大発ベンチャーPhoto electron Soul 鈴木孝征氏他「若手起業家の経験談を聞く！必要なマインド、能力を探る！」
- ⑦ラーニング・アントレプレナーズ・ラボ 堤孝志氏他「ユーザーの求めるサービスや製品化への道～スタンフォード大学版の顧客開発・仮説検証モデルの考え方を学ぶ～」

その他研修会 2015年10月以降：

- ①INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）主催「平成27年度 営業秘密・知財戦略セミナー」
- ②INPIT 営業秘密・知財戦略相談窓口知的財産戦略アドバイザー境野良一「営業秘密・知財戦略セミナー」×2名受講
- ②電気通信大学主催「知的財産シンポジウム大学における知的財産の活用」
- ③INPIT 主催「グローバル知財戦略フォーラム2016」×2名受講
- ④特許庁主催「改正特許法 職務発明ガイドライン案説明会」
- ⑤経済産業省主催「平成27年度大学向け安全保障貿易管理説明会」×2名受講
- ⑥国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム主催「ワークショップ「海洋遺伝資源のアクセスと利益配分のあり方」×2名受講
- ⑦日本学術振興会「学術研究フォーラム 第7回学術シンポジウム 科学研究のよりよき



## 2)-3-5 事例把握、情報共有（マネジメントのノウハウ等の整備）

### 【課題】

- i) 特別な状況化における技術流出防止マネジメントについての事例を収集し、平成 28 年度特殊事例を含め、ガイドライン化を行うため、本年度は、海外調査、学外企業・大学の調査、学内調査を実施し、事例を把握する。
- ii) 特別な状況化における安全保障輸出管理として海外キャンパスにおける輸出管理マニュアルを改訂するべく準備を行う。
- iii) 技術流出防止マネジメントについて、学内の関係者、NU MIRAIWG メンバーにおいて情報共有を行う。定期的に打合せ（連絡会）をし、案件整理を行い、課題を十分に把握しながら、具体的な管理手法等の事例の蓄積と情報共有を行う。
- iv) 技術流出防止マネジメントの取組みや、学内外調査の結果について東海地区を中心にURA研修等によって学外も含めて情報発信、共有を行う。

### 【実施内容】

- i) 国内外調査を実施し特別な状況化のマネジメントについて事例を収集した。管理レベルごとの具体的なマネジメント手法の例を集積することができた。

学内外調査を実施し特別な状況化のマネジメントについて次の事柄がわかった。

《海外調査》：研究機関における秘密漏えいの事例が発生した場合の措置という特別な状況下での事例があった。近時、ある研究機関の研究者が、共同研究で某社から取得した極秘の成果有体物について、中国人研究者を通して、秘密漏えいさせる事例が発生し、それ以来、同機関では、建屋入館の際に、荷物や所持品の持ち込みや入館者の所属証明書のチェック、パソコンの製品番号の記録等を行う。また、PCはプロジェクトごとに分け、IDカードによる管理とログイン時のパスワードと二重管理を行い、ラボノートは適切な方法で記録し、営業秘密管理関連の e-Learning の全員受講をさせるなど、たちまち厳格な管理を実施することとなった。

《国内大学調査》：大学によっては、学生の労力、知財の機関帰属、秘密管理の履行の観点から、共同研究関与の際には、RAとして雇用することとし、必要なRA雇用費用を共同研究費に積算している進んだ取組みの例があった。

《大学内センター調査》：大学内センターの自動車関係の研究テーマで、多数の競合他社との共同研究を行う研究者においては、研究内容のみでなく、共同研究先、進捗もレベルの高い秘密となる。企業から相当厳格な秘密管理のレベルが要求され、例えば、各社の製品システム構築のための研究を行う場合には、各社に往訪し、PC等は基本持ち込まず企業のものを使用、データは事前送付、会社から何ももって帰らないという方法を採用。また、データを学内で取り扱う場合には、企業から共同研究のみに使用するPCの送付があり、そ

の PC のみを使用する。PC には、LAN には接続機能がなく、情報混入（コンタミネーション）を起こさないようにする例があった。

ii) 昨年度策定の「海外拠点における安全保障輸出管理マニュアル」について国際教育交流本部の輸出管理担当職員とマニュアル改善点等の打合せを行った。その結果、法令改正・英文化も含めて次年度以降改訂の予定である。

iii) 営業秘密管理及び安全保障輸出管理について担当者間にて定期的に打ち合わせ（連絡会）、学内外調査の結果等から抽出した具体的な管理手法等の事例の蓄積と情報共有を行った。NU MIRAIWG や、月 1 回以上の学術研究・産学官連携推進本部会議にて技術流出の事例等について、経営層や部局との情報共有を行った。

iv) 学外について、シンポジウムや研修会にて本事業内容の学外への情報発信を行い、モデル事業における学内外のマネジメントノウハウ等を情報共有し、普及を行うことができた。具体的には、4 章 モデルの普及について にて記載する。

## 第 3 章 モデルの改善について

### 3)-1 実践して得られた課題と解決方法

#### 3)-1-1 実践して得られた課題

##### (1) 課題の概要

国内往訪した大学のほとんどが、研究情報管理に関するポリシーやガイドラインが策定されておらず、秘密管理すべき対象の明確化と秘密の区分に応じた管理手法を示したルールが明示されていないため、教員一人一人の常識での対応に任せている状況である。実効的・効率的な教職員の秘密管理の実施が困難な状況である。まずはガイドライン策定、啓発活動、濃淡管理の DNA 転写が課題となる。事業の実施による主な課題と解決方法は、表 2 (p. 29) に示す。

##### (2) 具体的な秘密の明確化や管理基準の強化

大学内センターにおいてはルールの制定と運用により具体的管理手法の提示があるが、一方で、全学的な管理手法としての「産学連携における研究情報管理ポリシー」のルール設定は抽象的なところがある。ポリシーを具体化した、秘密管理すべき対象の明確化と秘密の区分に応じた管理手法を示したルールが明示されていないため、管理レベルごとの具体的なマネジメント手法の例示を含んだルールの設定が必要である。なお、秘密の範囲を拡大すると、大学が学問研究の自由の場であることとそぐわず、研究活動に支障がでる可能性がある。

##### (3) 管理手法の例示や個別案件の支援の強化

研究者等が秘密情報の管理方法について理解できる個別の管理手法を例示が不足している。また、個別案件について、営業秘密管理担当者によってワンストップの相談対応するサポートが不足している。

#### **(4) 秘密管理に必要な費用の捻出**

大学内センターの多数の研究者については、共同研究等では、基本的に、企業の要求に即して十分に秘密管理を行っていることがわかった。しかし、全学的に同様のルールで実施することになる場合、建屋やICカード等の情報セキュリティ設備等が必要となり、その費用の捻出をどのように行うかが課題となる。

特に、企業との共同研究等において、企業側からの秘密の管理について、特殊かつ厳格な要求がある場合、その負担（例えばPC、施設）を大学負担にて行うには限界がある。

#### **(5) 学生の取扱いの困難さ**

企業側は、学生のプロジェクト加入について、秘密管理、特許の職務発明、労務管理の点で不安感をもっていることもあり、雇用関係の締結が望ましいという意見もあった。しかし、大学側の資金で学生の雇用費用の捻出をすることは、困難な場合が多い。

雇用の有無にかかわらず、学生の自主的な意思の尊重が十分にされ、研究活動や論文発表、職業選択の自由が確保されているかどうかは、把握が難しい。

#### **(6) 学内の情報セキュリティ部門との連携の強化**

情報連携統括本部が行う情報セキュリティのうち、全学的セキュリティレベルが未だ十分でないということがわかった。また、現状研究情報の秘密管理について、技術的管理は、情報セキュリティ関連部署と協働のうえ実施すべき部分が多いが十分連携がとれていない。

#### **(7) NU MIRAI 関連部署との連携の強化**

技術流出防止マネジメントについて、NU MIRAI 関連部署（本部法務室・監査室等）や部局関連部署（共同研究担当者・システム管理者等）と情報共有を行ったところ、事例共有について全学的なフローが十分に構築されていない部分があった。全学的な秘密管理を行うための組織、もしくは情報共有フローを明確にするべきである。

### **3)-1-2 課題 への解決方法**

#### **(1) 解決方法の概要**

学内外調査の結果を分析し、「産学連携における研究情報管理ポリシー」にて秘密の明示や管理手法を規定し、詳細については、「(仮称) 名古屋大学 産学連携における研究情報管理ガイドライン」を策定のうえ運用する。ガイドラインは、大学特有の事情（研究発表の自由・学生の存在等）について十分に配慮のうえ実効的なものとして構築する。

#### **(2) 具体的な秘密の明確化や管理基準の強化の課題解決方法**

ガイドラインによって、秘密管理すべき対象の明確化のルールを設定する。また、秘密レベルとそれに合わせた具体的管理手法のマトリクス表を掲載のうえ、管理レベルごとの具体的なマネジメント手法の例示を行う（図4）。

なお、学内の研究情報や成果等の秘密事項は、学問の自由の尊重から過度に秘密と明確化しないようなポリシー、ルールを検討する。

### (3) 管理手法の例示や個別案件の支援の強化への解決方法

ガイドラインによって、管理手法の例示を掲載し研究者等が秘密管理に取組みやすいようにする。

また、営業秘密管理担当者にて、秘密管理すべき対象の明確化についてワンストップの相談対応を実施。学外の秘密については、管理負担やリスク、研究者の意向等を考慮したうえで企業との交渉を行い、秘密管理の実施や契約締結等をサポートする。


### (4) 秘密管理に必要な費用の捻出への解決方法

共同研究等において、秘密管理のために必要な建屋や設備費用・学生の雇用費用について企業側の負担や、研究プロジェクト直接経費から捻出できることの制度化が望ましい。

また、企業との共同研究等における秘密管理のための費用（学生をRAとして雇用する費用・秘密管理のためのICカードや設備等）を企業側で負担することを制度化することが望ましい。



図4：秘密管理対象と秘密レベルに応じた管理手法



**注意点**

- **営業秘密管理水準が高い研究に学生(機密意識していない)を参画させる場合**
- ・教職員は、教育研究を受ける学生の基本的な立場を考慮し、**守秘(秘密保持)義務によって論文発表や就職活動において学生が不利益を被らないよう配慮する。**
- ・学生には、インフォームドコンセントにより**選択種を与える。**
- ・学生の自主性を尊重しながら、**学生を雇用する**という可能性も検討する。
- ・雇用等により**守秘義務を負っている学生に対しては、共同研究等に従事した際に、負っている守秘義務内容や期間を理解・認識させる。**
- ・学生等が研究**インターンシップ**に参加する場合、予め大学側が学生に対し、秘密の取扱いについて周知・指導する。秘密保持契約の内容を学生に理解・認識させる。(例：秘密保持の期間、秘密の範囲)

図5：学生を研究に参画せる場合の留意点

### (5) 学生の取扱いの困難さの解決方法

共同研究等において、秘密管理のために必要となる費用（学生の雇用費用・秘密管理のた

めの設備やPC等)について企業側の負担や、研究プロジェクトの直接経費での捻出が制度化されることが望ましい。海外調査の結果にあるように、学生の意思尊重のため、インフォームド・コンセントの手続きを採用することで学生の自主的な意思を確認する(図5)。

### (6) 学内の情報セキュリティ部門との連携の強化への解決方法

情報連携統括本部と協働のうえ、全学的情報セキュリティレベルの向上、研究情報の秘密管理における技術的管理の実施を行う。具体的には、全学的な情報セキュリティレベルの向上の取組みを推進するため、現在全学的な情報セキュリティレベルの向上のための取組みを継続的に実施し、また、「名古屋大学情報セキュリティガイドライン」や「情報セキュリティ自己点検」への営業秘密の重要項目の追加、反映を行い、組織としての適切な監視活動を行う。

### (7) NU MIRAI 関連部署との連携の強化への解決方法

NU NURAI WGにて、本学が全学的にみて、適切なリスクマネジメントを実施できているかの検証として、全学的なコンプライアンス推進組織の設置の要否や、各リスク管理部署の適切な協働関係の見直しを実施している。今後も本WG内で営業秘密管理の情報共有を行い、全学的な観点からみて、営業秘密管理について適切な担当部署や協働関係を再検討のうえ、情報共有のフローの明確化を行う。

表2 H27年度の事業実施により浮かび上がった課題と解決方法

課題	解決方法
<b>(秘密管理すべき対象の明確化されていない)</b> ・研究内容や産学連携方法により、対応方法は様々 →秘密管理すべき対象の把握が困難 →統一的な水準がなく、どの程度の秘密管理が必要かが曖昧	<b>(対象や管理方法を示すルール等)</b> ・「産学連携～研究情報管理ポリシー」詳細については、「～ガイドライン」として、秘密の明確化、レベルと具体的管理手法のマトリクス表で提示 ・学問の自由の尊重で、過度に秘密範囲を拡大しない
<b>(管理手法の例示や支援)</b> ・一部拠点では、情報管理ルールや、ワンストップ相談対応窓口があり、秘密の指定や具体的管理手法の提示されているが →全学的体制には窓口や営業秘密管理の専任者がいない	<b>(管理体制・担当者による例示や支援)</b> ・営業秘密管理体制を設置 ・営業秘密管理担当者によりワンストップの相談対応、企業等との交渉
<b>(秘密管理に必要な費用)</b> ・企業の要求に合わせた秘密管理には、建屋やICカード等の情報セキュリティ設備等が必要 →秘密管理の費用の捻出をどのように行うか	<b>(秘密管理に必要な費用)</b> 共同研究等での秘密管理に必要な費用(建屋や設備費用)の企業側の負担を制度化することが望ましい。費用負担が難しい案件は、物理的な秘密保持手段以外の手法を検討
<b>(学生の取扱い)</b> ・学生の参画では、秘密管理、特許の職務発明等の点で企業側は不安感を持つ雇用締結が望ましく、 ・大学側資金で学生の雇用費用の捻出困難 ・学生の意思尊重がされ、論文発表、職業選択の自由が確保?	<b>(学生の取扱い)</b> ・共同研究等での秘密管理費用(学生の雇用)は、企業側負担や、プロジェクト直接経費での捻出の制度化検討 ・学生の意思尊重のため、インフォームド・コンセント(フローチャート等)の手続きを採用
<b>(全学的な情報の共有)</b> ・技術流出防止マネジメントについて、関連部署(本部法務室・監査室・情報統括本部等)や部局関連部署(共同研究担当者・システム管理者等)と全学的な情報共有フローが不十分	<b>(全学的な情報共有)</b> ・NU NURAI WG内で営業秘密管理の情報共有 ・全学的な観点から、営業秘密管理について適切な担当部署や協働関係を再検討のうえ、情報共有フロー円滑化

### 3)-2 得られた知見、ノウハウ(例えば有識者からの知見等)

リスクマネジメントを検討予定の大学で、リスクマネジメントに取り組む場合の自校の課

題を明確にしておいてほしい。例えば、アカデミックフリーダムを重視し営業秘密管理の推進がうまくいかないケース A、企業を含む大学等複数の参画機関が関与する研究を行っている大学内特区のセンターと大学本部でリスク管理に対する温度差が大きいケース B、財源がない・人がいないケース C などを、事前調査により明確にしておいてほしい。この情報があれば各大学への普及活動の効率が向上する。

### 3)-3 次年度に向けた改善点

本年度策定した自校を対象とするリスクマネジメントモデルから、モデル A、B、C に対応できるようなリスクマネジメントモデルを、参画大学の力を結集して情報収集や共有化を図っていく。

### 3)-4 次年度に向けた計画案

#### 3)-4-1 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築

##### 3)-4-1-1 学内コンソーシアム調査

複数の大学等が参加している学内のコンソーシアムについて、営業秘密管理におけるヒアリング調査を実施。本類型におけるベストプラクティスを検討する。

名古屋大学が参画しているコンソーシアム型のプロジェクトの教員等へのヒアリング調査を実施する。平成 27 年度において調査対象である大学内センター（共同研究を多数行う箇所）とは別類型であるコンソーシアムのなかでの秘密管理の現状や課題を把握し、ベストプラクティスを探る。

##### 3)-4-1-2 安全保障輸出管理に関する追加調査

安全保障輸出管理について、平成 27 年度に把握した工学研究科の研究内容の機微度（リスト規制技術の保有等）と研究者の意識レベルを指標として、評価予定の「リスク評価票（研究機微度リスト：仮称）」をもとに、留学生や外国人研究者の受入れ手続きでの学内フローの合理化を行い、濃淡管理モデルを構築する。

また、次のステップとしては、機微技術の保有量の多いことが予想される 2 部局程度から機微度調査を実施し、リスク評価を行う。

##### 3)-4-1-3 構築予定のルール（ポリシー、規程等）

平成 27 年度に行った学内外調査結果を反映し、「名古屋大学 産学連携における研究情報管理ポリシー」、「(仮称) 名古屋大学 産学連携における研究情報管理ガイドライン」を作成し、管理の度合いに応じた営業秘密管理の選択を行う。類型とリスクに応じた濃淡管理を構築する。

「厳秘」、「関係者外秘」、「学外秘」の 3 つの秘密に区分のうえ、各管理手法をリスク濃度によって設定する。この秘密管理手法はガイドラインにマトリクス表として明記する。

不正競争防止法上「営業秘密」におよそ対応するのは、「厳秘」及び「関係者外秘」であるものとして設定する。「学外秘」は「営業秘密」にはあたらなレベルのものとして設定する。

学内における研究情報は論文発表等によりオープン化を前提にすることがほとんどであるため、発表前の研究情報であっても、「学外秘」に止まるものとして、大学の実状に合わせた実効的管理モデルを構築する予定である。

- ・情報共有し事例蓄積 → H28ポリシー・ガイドラインへ反映 → 知見を啓発ツールに盛り込む
- ・経営層と情報共有 → ベクトル合わせ → H28学長の**トップマネジメント**へ

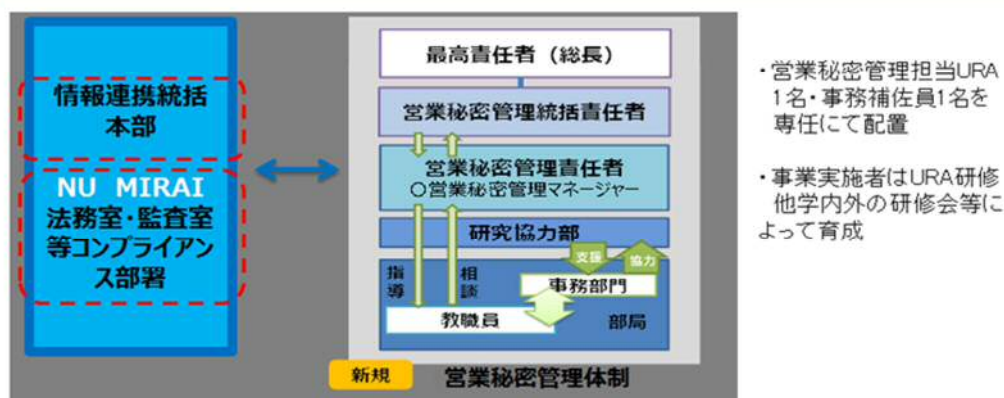


図6: 全学的な観点から検討した営業秘密管理の体制、業務・情報共有フロー

### 3)-4-1-4 構築予定の体制とシステム（業務フロー等）

新規にて、最高責任者の総長のもと、営業秘密管理統括責任者の下、営業秘密管理責任者と研究協力部とが連携して、部局事務部門と教職員からのワンストップでの相談対応、契約支援手続きの支援をおこなう。

また、下記の学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の必要性ように、本事業に関して、NU MIRAI WG メンバーと意見交換や協働による事業実施を行い、学長のトップマネジメントによる、全学的なリスクマネジメントを行う（図6）。

### 3)-4-2 学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の必要性

学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の必要性から、本事業に関して、NU MIRAI WG メンバーの所属部署である監査室・法務室・リスク管理室等と意見交換や協働による事業実施を行う。例えば、技術流出の問題顕在化の際のフロー設定や、情報共有フロー設定、PDCA サイクルにおける監督の方法等の意見交換や協働による実施を行い、学長のトップマネジメントによる、全学的なリスクマネジメントを行う。

### 3)-4-3 研究者への普及啓発の必要性

平成 28 年度も技術流出防止マネジメントに関する e-Learning の実施を行う。平成 27 年

度実施の e-Learning のアンケート結果や、学内外調査結果を考慮して、平成 28 年度技術流出防止マネジメント e-Learning のテキスト・質問内容を再検討のうえ、リリースする。「情報セキュリティ自己点検」への内容の取り込みについても、検討する。また、引き続き、教職員向けに、年一度以上営業秘密管理に関する研修会を行う。

### 3)-4-4 リスクマネジメント人材の確保・育成の必要性

引き続き、技術流出防止マネジメント担当の「営業秘密管理担当者」URA1 名と事務補佐員 1 名を雇用のうえ、事業を実施する。

引き続き、事業実施者においては法令知識、産学官連携等関連の経験・専門性が要求されるため、研修会の受講等によって、専門的な人材として育成をする。

### 3)-4-5 事例把握、情報共有の必要性

特別な状況下における営業秘密管理や安全保障輸出管理として、特殊な類型としてコンソーシアムでの秘密管理を把握するために、調査を実施・結果を分析するこの結果はガイドライン等において、具体的事例として取り入れたうえでルール策定を行う予定である。

海外キャンパス構成員へのマニュアルによる輸出管理の普及のため、「海外拠点における安全保障輸出管理マニュアル」の英文化を行う。本英文化も含めて改訂のうえ、海外キャンパスでの輸出管理・技術提供についてのルールを万全なものとする。

## 第 4 章 モデルの普及について

### 4)-1 モデルの普及のための取組状況

#### 【課題】

i) 技術流出防止マネジメントの取組みや、学内外調査の結果について東海地区を中心に URA 研修等によって学内外に情報発信・共有を行う。

ii) 現在運用中の安全保障輸出管理の電子申請システムについてマルチ OS 化し、情報共有機能を付加した新モデルとする。他大学にも効率的な輸出管理を普及するべく、「汎用的な新電子申請システム」を他大学にもシステム導入のために、システム機能の考案や他大学の参加誘導を行う。参加予定の他大学等機関や業者とシステム導入に関する打合せのうえ新システムの導入を行う。

#### 【実施内容】

i) 「経産省 大学等向け安全保障輸出管理説明会」(2 回実施)にて本学の輸出管理の取組みについて情報発信を行った。「輸出管理 DAY FOR ACADEMIA」や「産学官連携リスクマネジメント事業シンポジウム」にて事業担当者が本学の事業の取組み内容について発表を行った。



・経済産業省主催「平成 27 年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会」

発表者：石川綾子（10／6）、寺内常雄（11／24）

・輸出管理 DAY FOR ACADEMIA 実行委員会「輸出管理 DAY FOR ACADEMIA 2015」

発表者：石川綾子（2／26）

・文部科学省主催「平成 27 年度文部科学省委託事業『産学官連携リスクマネジメント事業』シンポジウム」

発表者：鬼頭雅弘（3／30）

・「第 17 回東海地区知財実務者情報交換会」（3／16）

ii) 「汎用的な新電子申請システム」について、業者と打ち合わせのうえ導入の契約締結のうえ、現在システム開発を行った。

iii) 「汎用的な新電子申請システム」について他大学が導入する際に要望する機能やコスト面について、本学から、次の大学や研究機関全 21 機関へアンケート調査を実施した。

（本学からのアンケート実施大学等）

RU11（6 校）：北海道大学、筑波大学、大阪大学、慶応大、早稲田大学、九州大

RU11 以外（9 校）：神奈川工科大学、首都大学東京、新潟大、信州大学、大阪工業大、長崎大学、首都大学東京、徳島大学、熊本大、滋賀医科大

東海地区（5 校）：名古屋工業大、豊橋技術大、静岡大、岐阜大、三重大学

研究機関（1 機関）：理化学研究所

また、5 大学においては本学にて運用中の電子申請システムについての打合せのうえシステムのデモを行い、意見交換を実施した。

#### 4)-2 次年度以降のモデルの普及のための取組状況

図 7 に、全国の大学等へのリスクマネジメントモデルを普及していくプロセスを示す。提示するモデルは、類型とリスクに応じた濃淡管理モデルであり、東海地区を十分情報共有を行った後に、全国展開を図っていく。

今後も「経産省大学等向け安全保障輸出管理説明会」等学外説明会やシンポジウムにて本学の技術流出防止マネジメントの情報発信を行う。

汎用的な新電子申請システムについては、アンケート結果で積極的な他大学や研究機関を中心に、今後打合せ等を実施し、普及活動を行う。各種学外イベントにおいても他大学等に紹介のうえさらに普及のため PR を行う。



図7：全国の大学等への普及プロセス



図8：リスクマネジメントモデルで提供するツール等

また、東海地区大学中心に、随時担当者間で情報共有を行い、調査結果やガイドライン等で使用可能なものは試験的な運用を行い、本学で構築したモデルケースについて、特殊事例も含めて全国的展開が可能かを検証し、かつ普及していく。また、「海外拠点における安全保障輸出管理マニュアル」やe-Learning教材(日・英)等についても、普及を行う。

リスクマネジメントモデルで提供するものは、図8に示すように濃淡管理モデル・啓発

教材に加え、体制システム構築・情報共有化・人材の育成などのノウハウを想定している。

図9に、リスクマネジメントモデル事業のスケジュールを示す。平成28年度は、体制、方法等のベストプラクティスの構築が課題となる。

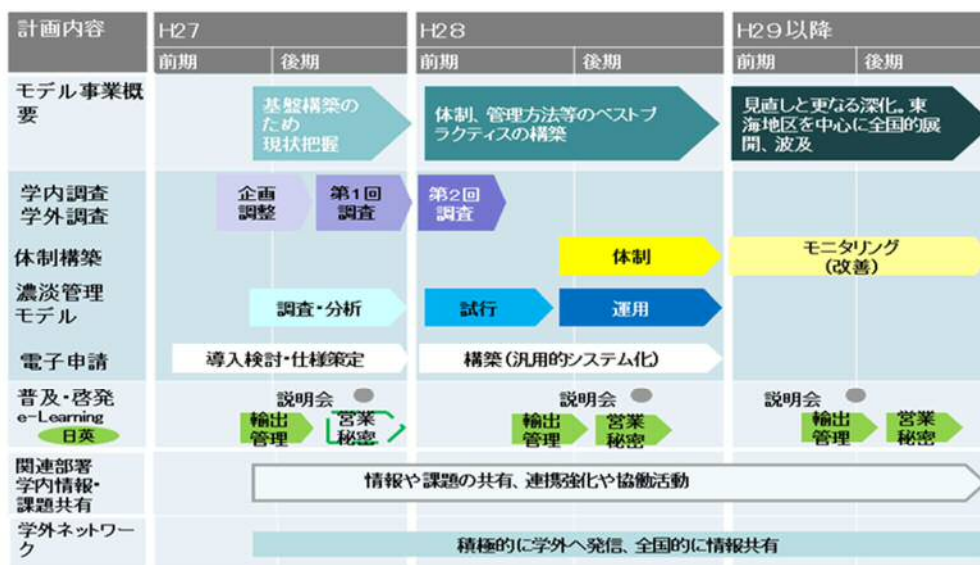


図9：リスクマネジメントモデル事業のスケジュール

## 第5章 全体総括

### 1. 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築

#### ① 学内外調査と先進例の導入可能性の検討

以下記載の機関に往訪のうえ、技術流出防止マネジメントに関して学内外調査を行い、本学のマネジメント方法への導入可能性を検討した。得られた技術流出防止マネジメントの先進例や現状把握の結果は、ガイドラインの策定や、実効的・効率的なマネジメント体制・システム構築へ向けての基礎資料とした。

- ・海外大学等：米国大学等 計6か所
- ・国内企業：大手企業2社（製薬系1社, 電機系1社 知財部・情報セキュリティ担当）
- ・国内大学：9校、研究機関1機関
- ・大学内センター：位置づけは大学内特区で、秘密情報取り扱い要望あり
- ・その他：3機関

#### ② 学内体制の構築

学術研究・産学官連携本部長のもとに、モデル事業を推進するために「営業秘密管理実施体制」を構築し、既存の「安全保障輸出管理実施体制」と連携させ、実効的・効率的な体制・システムとした。

営業秘密管理担当：5名（兼任）、輸出管理担当：6名（兼任）

#### ③ 案件整理や方針決定、リスク顕在化対応

学術研究・産学官連携推進本部会議や営業秘密連絡会・輸出管理連絡会などで、対応案件を整理・分析することでリスク顕在化させ、管理方針決定した。学内外機関や海外大学での秘密漏洩リスクや、国内大学で学生雇用する場合の秘密管理の在り方、学内組織において複数の競合企業と共同研究実施する場合の秘密管理の在り方など、特別な状況化の事例等の収集を行った。

#### ④ 情報連携統括本部との連携

情報連携統括本部では、電子媒体（情報）に係る情報セキュリティのポリシーやガイドラインの設定、e-Learning の普及等、全学的なセキュリティレベルの向上に向けた取組みを実施している。全学的なセキュリティ体制の構築へ向けて、情報セキュリティのポリシーやガイドラインへ営業秘密に係る項目を反映させるべく、情報統括本部とベース合わせを行った。

#### ⑤ 類型とリスクに応じた管理水準設定【濃淡管理モデルの構築】

営業秘密管理については、類型とリスクに応じた濃淡管理モデルを構築するため、本年度は学内外調査を行った。この結果を基に、営業秘密管理すべき対象を、学内と学外の秘密情報に分け明示し、且つ 秘密レベルに合わせて管理手法を選択する濃淡管理を想定している。

また、安全保障輸出管理については、工学研究科について「研究内容の機微度調査」を実施した。本調査結果を基にリスク評価することで、留学生等の受入れの際の濃淡管理に活かすことが可能となる。

#### ⑥ 他大学とともに電子申請システムの共同導入の準備

新電子申請システムについて、外部システム設計業者と共同でシステム開発を行った。新電子申請システムは、他大学でも導入可能とするため汎用的なシステムとし、全国 21 機関の大学・研究機関で機能面やコスト面のアンケート調査を実施し、その調査結果を設計仕様に盛り込みシステム開発を行った。全国で複数の大学等との情報交換や、シンポジウムでの情報発信や新電子申請システムの紹介を行っており、他大学等への導入準備は整った。

### 2. 学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化

松尾総長プラン（NU MIRAI2020）では、「世界で卓越した大学にふさわしい内部統制と新たなリスク管理体制の整備、構成員のコンプライアンス意識の向上」を謳う。NU MIRAI WG（法務室、学術研究・産学官連携推進本部、監査室、文書法規係）では、全学的な立場から、適切なリスクマネジメント・ガバナンスを再検討・新たな協働の方法を検討のうえ学内外調査を行った。リスクマネジメントモデル事業担当者である NU MIRAI WG メンバーが主体的に WG のなかで情報共有や調査の共同実施を行い、技術流出防止マネジメントの適切な体制、協働関係の構築について検討することができた。

### 3. 研究者等への普及啓発

技術流出防止 e-Learning の日本語版と英語版を作成した。テキストとチェックテストのコンテンツをもつが、その内容は、安全保障輸出管理及び営業秘密管理の基本的な知識や注意点を習得できるものとして作成した。

また「研究情報等の秘密管理<教職員向け>研修会」を独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）と連携のうえ学内にて実施した。54 名の受講があり研究者への普及啓発の一助とできた。

### 4. リスクマネジメント人材の確保・育成

本事業費にて、営業秘密管理担当 URA1 名を専任にて配置し、事業の補助者として事務補佐員 1 名を雇用のうえ配置した。その他、学術研究・産学関連推進本部や国際教育交流本部メンバーにて技術流出防止マネジメントを行った。

また、技術流出防止マネジメント人材にて、URA 研修（学内の研究支援者セミナー）を 7 回開催、関連研修会には 1 2 回受講し、技術流出防止に加え産学官連携等周辺知識を習得することで、専門家育成を行った。

### 5. 事例把握、情報共有（マネジメントのノウハウ等の整備）

学内外調査においては、海外大学や国内企業の先進例や要求水準、国内大学や、学内センターの現状把握を行い、様々な事例を把握した。本事例等を、学内会議や NU MIRAI WG にて共有を行い、全学的な実効的・効率的なマネジメント体制・システム構築に活かす

また、学外について、次のシンポジウムや研修会にて本事業内容の学外への情報発信を行い、モデル事業の普及を行うことができた。

以上、営業秘密管理等のリスクマネジメントを全国展開していくには、各大学の内部環境や外部因子を分析して、課題を明確にして対応していく必要がある。学内体制やマネジメントシステムでは画一的な対処方法はないが、名古屋大学で遭遇した問題や考案したモデルを参考に検討頂く予定である。

## 添付資料

1. 名古屋大学産学官連携における研究情報管理ポリシー改訂版
2. 輸出管理研究内容の機微度調査
3. 営業秘密管理 e-Learning
4. 安全保障輸出管理 e-Learning
5. 研究情報等の秘密管理<教職員向け>研修会プログラム

## 名古屋大学 産学連携における研究情報管理ポリシー

### 1. 目的

名古屋大学は、不正競争防止法では、大学における営業秘密に関する一定の侵害行為に対して教職員等の個人に加え法人も刑事罰の対象であること、及び大学における研究情報の不適切な管理状況が発覚した際の大学全体の社会的評価に与える影響を十分考慮し、大学自身の研究成果やそれらから創出した発明等の研究情報の管理、及び産学連携等を通じて大学が外部組織から入手又は外部組織と共有する研究情報の管理について、大学の公益性や教育・研究に与える効果等を踏まえつつ、産学連携活動をより一層推進するため、その基本的な考え方を示す研究情報管理ポリシーをここに定める。

### 2. 用語の定義

(1) 不正競争防止法における営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」（不正競争防止法第2条第6項）

(2) 大学における営業秘密とは、教育研究や研究成果の普及活動も、不正競争防止法上の「その他の事業活動」に該当すると考えられ、大学における当該活動によって創出される情報も不正競争防止法の定める「営業秘密」の対象になる。

大学で保有する情報には、①研究情報・成果の他、②財務・経理・人事、③学生や教職員の個人情報等があるが、その中で大学にとって事業活動に有用な情報で秘密管理すべきと判断した秘密情報については、自らが大切に保護し、第三者等の不正使用から守ることが重要になる。具体的には、企業との共同研究等を実施する大学の研究者が知り得る企業の営業秘密は勿論、大学の研究者が独自に創出した発明等も、大学の事業活動上、有用な技術上の秘密情報であり、営業秘密に該当する。

(3) 侵害行為とは、「窃盗…その他不正の手段により営業秘密を取得する行為」（同法第2条第1項4号）に加え、「保有者から営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的…でその営業秘密を使用し、又は開示する行為」（同7号）も含まれる。具体的には、共同研究においてノウハウ等の営業秘密を開示された場合に、不正の利益を得る目的で第三者に使用・開示する場合がある。なお、平成27年改正によって、営業秘密侵害の刑事罰について、未遂罪が追加され、非親告罪化した（同法21条4項）。

### 3. 対象範囲

名古屋大学は、不正競争防止法上の営業秘密として保護されるための下記の三要件と産学連携に係る条件とを満たす大学独自に創出する技術上の秘密情報及び外部組織から入手又は外部組織と共有する技術上及び営業上の秘密情報を対象とする。具体的な対象範囲は、秘密の明確化についてガイドラインを定める。

#### (1) 営業秘密として保護されるための三要件

営業秘密とは、下記の三要件が全て満たされるもののみをいう。

①秘密管理性；当該情報にアクセスできるものが制限されている、アクセスしたものに秘密であることを認識できるようにされていること。



## 添付資料1

- ②有用性；生産，販売，研究開発に役立つなど事業活動に有用であること。
- ③非公知性；当該情報が刊行物に記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できない状態であること。

### (2) 営業秘密に該当する秘密情報

営業秘密には、技術上の秘密情報と狭い意味での営業上の秘密情報とがあり、下記の二項目に該当するものをいう。

- ①秘密である旨の表示がなされている書類や電子データを格納した電子媒体に記録された情報(特許出願前の実験データ、新たな発見に係る事象の情報、個人情報、顧客データ、企業の開発計画書など)
- ②口頭又は視覚的方法により開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示された情報

### (3) 上記の秘密情報には該当しないもの

- ①開示を受けた際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
- ②開示を受けた際、既に公知となっている情報
- ③開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- ④正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- ⑤開示を受けた情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- ⑥書面により事前に相手方の同意を得た情報

## 4. 基本原則

名古屋大学は、大学独自の研究成果は基本的に公表することが前提であることを念頭に置き、過度の研究情報の秘密管理によって大学本来のミッションを損なうことがないように配慮しつつ、産学連携の過程で生じる様々な研究情報のうち、不正競争防止法上の営業秘密に該当する情報に限定し秘密管理する。

また、研究当事者である教職員が、情報の重要度や管理負担を考慮して不正競争防止法上の営業秘密として管理すべき秘密情報を特定し管理することを基本原則とする。

以下の関係に対する基本的な考え方は、次の通り。

### (1) 大学と教職員との関係

名古屋大学は、大学で創出した知的財産を機関帰属したもののうち、営業秘密として管理する情報について、知的財産ポリシーに基づき営業秘密と位置付けた上で、教職員に対し当該情報を適切に管理するよう文書にて徹底する。なお、個人帰属となった場合でも、企業等との共同研究等で生み出されたものに関しては、秘密保持契約書又は共同研究契約書に記載の研究成果の取扱いや秘密情報の取扱い条項を遵守するよう文書にて徹底する。

また、名古屋大学は、教職員に対し共同研究等において企業から入手する営業秘密を秘密保持契約書又は共同研究契約書の秘密保持条項に従い当該情報を適切に管理するよう文書にて徹底する。

### (2) 大学と学生との関係

名古屋大学は、大学と雇用関係に無い学生を共同研究等に関与させる場合、教職員が学生に対し営業秘密として管理する情報の取扱いを指示し、その指示内容を遵守する旨の同意書を取り、共同研究契約書に添付するように共同研究契約書(雛形)を準備する。

(3) 大学と企業との関係

名古屋大学は、教職員に対し共同研究等を実施する上で企業から営業秘密を収受する場合、秘密保持契約書又は共同研究契約書に記載の研究成果の取扱いや秘密情報の取扱い条項を遵守するように文書にて徹底する。特に、一つの研究室が複数の企業と共同研究等を行う場合には、各企業から収受する情報間でコンタミネーション（情報混入）が発生しないように、例えば共同研究を行う場所を分ける、PCを分ける等の対応をするように要請する。

(4) 学生と大学・企業との関係

名古屋大学は、学生が共同研究等の産学連携活動に参加させる場合、学生の自主的な意思を尊重し、何らかの手段により大学と学生との間に雇用関係とこれに付随する守秘義務を生じさせた場合においても、教職員は、教育研究を受ける学生の基本的な立場と、守秘義務による学会発表や就職活動の制限により不利益を被らないように、学生と企業の双方が許容できる守秘義務期間等を内容とする守秘義務契約とすることに務める。

また、学生等が研究インターンシップに参加する場合、予め大学側が学生に対し、営業秘密の対象やその取扱いについて周知徹底する。

(5) 社会人学生と大学・企業との関係

名古屋大学は、教職員に対し社会人学生を受け入れる場合には、通常の学生に対する留意点に加え、派遣元の企業等において負っている守秘義務や派遣元の職務との関係から研究室における研究成果の取扱いに関する制約等を明確にした上で研究を開始するように要請する。

## 5. 管理方法

名古屋大学は、産学連携に関連する研究情報の中から、不正競争防止法上の秘密情報として特定した秘密情報へのアクセスを物理的又は技術的に防ぐための環境を整備する（物理的・技術的管理）。

教職員は、その施錠・保管された営業秘密にアクセスできる特定の者を予め指定するとともに、その情報を開示された関係者が営業秘密の取扱いに関する各人の責務を認識できるように、予め秘密保持義務等の内容を関係者へ周知徹底する（人的管理）。

具体的には、秘密の程度に応じた管理手法について、ガイドラインを定めたくえで管理を実施する。

(1) 物理的・技術的管理

名古屋大学は、原則として、個々の秘密情報が記録された書類や記録媒体、及びこれらを取扱うコンピューター機器類へのアクセスを物理的に防ぐため、施錠できるスペース、例えば机、書棚、ロッカー、金庫、管理室等に保管する。なお、コンピューター機器類が大型の場合には、施錠できる管理室に設置し、盗難防止用のワイヤロック等をするとともに、内蔵する情報にはID・パスワード等による利用者認証を実施する。

営業秘密を廃棄する場合には、シュレッダーによる物理的廃棄や媒体の焼却、データの完全消去を実施する。

(2) 人的管理

名古屋大学は、物理的・技術的管理に加え、営業秘密の開示対象者がその責務を認識

## 添付資料1

し、アクセス権が無い者も秘密情報の保護に関する認識を高めるように努める。具体的には、次の方策を講じる。

- ①教職員；名古屋大学は、名古屋大学職員就業規則第28条（遵守事項）の第三項（職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないこと）により、教職員が通常の守秘義務を負っていることを確認させる。
- ②学生；名古屋大学は、雇用関係の無い学生を共同研究等に関与させる場合、学生にインフォームド・コンセントを得たうえで、共同研究等を開始する前に、研究成果の取り扱い及び秘密情報の取扱いを記載した「同意書」に署名させる。この同意書を共同研究契約書等に添付する。なお、大学と雇用関係にあり、それに付随した守秘義務を負っている学生の場合には、教職員同様の規定等を適用する。また、卒業する学生に対しては、営業秘密の保護の法的仕組みや実際の運用等、及び共同研究等に従事した際に負っている守秘義務内容を確認させる。
- ③転出（退職）者；名古屋大学は、転出（退職）者に対して在職中に収受した営業秘密の保護を明記した「産学連携における秘密保持に関する覚書」に署名させる。
- ④転入（新規採用）者；名古屋大学は、転入（新規採用）者に対して前職中に負っている守秘義務の内容を確認するとともに、名古屋大学職員就業規則や雇用契約の内容を確認させる。
- ⑤企業等の外部連携組織；名古屋大学は、過度の守秘義務を負うことにより、産学の自由闊達な意見交換を損なうことがないよう、共同研究契約書等の研究成果の取扱いや秘密情報の取扱いの事項を実体に適合した内容で締結するように努める。

## 6. 法令の遵守

名古屋大学は、不正競争防止法を遵守し、専門家への相談体制を整備し、産学連携活動の推進に努めるとともに営業秘密侵害に係わる紛争を未然に防止するものとする。

## 7. 罰則等

名古屋大学は、故意又は重大な過失により営業秘密を漏洩した者及び関係者は、就業規則及び教授会の決議等による処罰の対象とする。

以上

平成28年1月5日

調査対象教員 各位

輸出管理事務局(研究協力部)  
安全保障輸出管理担当(学術研究・産学官連携推進本部)

安全保障輸出管理に関する機微度<sup>[\*]</sup>調査について(依頼)  
[\*] 研究室におけるリスト規制技術の保有状況

平素より、名古屋大学の安全保障輸出管理にご協力いただきありがとうございます。

ご承知の通り、昨今の地域紛争やテロの続発など緊迫度がます国際情勢のなか、大学の国際化を推進するうえで、大学における安全保障輸出管理は一段と重要度を増しています。

輸出管理では、留学生等に研究指導することや外国人研究者との共同研究に際しての打合せや施設を見学させることなどは「技術の提供」として外為法等の規制を受ける場合があります。このため、特にリスト規制(※1)に関する研究を行っている教員は、法令(外為法等)違反に対するリスクが高くなっています。そこで、こうした教員のリスクを低減し、安心して研究活動を行なえるような仕組みを検討するにあたり、規制技術の保有状況を調査することといたしました。ご多忙と存じますが、輸出管理を取り巻く環境をご理解いただき、調査にご協力をお願いいたします。

つきましては、下記要領にて※「調査票(回答用)」のご提出をお願いいたします。

記

【提出期限】平成28年1月26日(火)

【提出先】部局とりまとめ窓口…**工学研究科社会連携室**

【添付資料】

※「平成27年度安全保障に関する調査票(回答用)」…回答欄に記載のうえ、本紙のみ提出  
(別紙1)「リスト規制対象貨物一覧(2015年10月1日施行)」…研究対象の抽出用(対照表)  
(別紙2)「調査票<設問1>の記載例」…回答欄の記載参考用

<補足事項>

(※1) リスト規制: 国際的な輸出管理の枠組みで合意された軍需用途に転用可能な高度技術汎用品(デュアルユース品)について規制するもので、15項目に分類されており、該当する場合には、輸出又は技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要がある。詳しくは経産省HP

(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>)を参照。

<調査票に関する照会先>

学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当 安全保障輸出管理スーパーバイザー
--

以上

添付資料2

様式 (安保機微度調査 2015)

整理番号 (調査部門記入用) :

平成27年度安全保障輸出管理に関する調査票(回答用)

<回答要領>・・・設問1については、添付の(別紙1)の「記入要領」及び(別紙2)「事例」を参照してご記入ください。

<期限・提出先>・・・1/26(火)までに、部局とりまとめ窓口( )宛にメール(別紙1)のみをご提出ください。

<照会先>・・・調査票の設問内容、安全保障輸出管理に関するご質問等がありましたら、学術研究・産学官連携推進本部 輸安全保障出管理スーパーバイザー、寺内(6702) [terauchi@aip.nagoya-u.ac.jp](mailto:terauchi@aip.nagoya-u.ac.jp) にご照会下さい。

○回答者の情報 (網掛け部が、記入欄です)

所属・専攻		職名		内線	
氏名		E-mail			

○調査内容

<設問1> (別紙1)「リスト規制対象貨物一覧」に掲載されたものに関する研究を下表に記載ください。

・リストにない場合は、空欄として<設問2>のみ回答ください。

・リストにある場合は、(別紙1)の回答要領、(別紙2)の記載例を参照し、下表にその内容について記載ください。なお、該非確認のため、研究内容のわかる資料があれば添付ください。また参照URL等があれば(※1)欄に記入ください。

・該非判断は、先生自身のご判断で結構です。[○:該当、×:非該当、△:不明]の各記号をご記入ください。

項番	対象貨物の品目名	研究テーマ、内容、研究対象の貨物の仕様等	該非判断	添付資料等
例 2(15)	ロボット	原子力災害における救助用ロボットシステムの研究	○	
例 2(17)	炭素繊維	自動車構造用次世代炭素繊維の製造方式の研究	△	
1				
2				
3				
4				
5				

不足する場合は、行を追加ください。(2頁になっても結構です)

(※1) 上記の参考となる研究概要 掲載 URL(複数でも結構です)	
---------------------------------------	--

<設問2> 安全保障輸出管理に関する意識等に関する設問

設問	回答(いずれかにチェックください)
Q1 平成27年度版安全保障輸出管理に関するe-Learningを受講した <a href="http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/e-learning/index.html">http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/e-learning/index.html</a>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい(本回答前に受講した)
Q2 リスト規制の内容について理解できた(以下URLに概要説明) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html">http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html</a>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> おおよそ理解できた <input type="checkbox"/> 不明点が多い <input type="checkbox"/> 理解できない
Q3 2012年以降に研究機材、試料等を海外に発送や持ち出したことがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q4 輸出管理に関する電子申請手続きを行ったことがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

添付資料2

Q5	2012年以降に留学生や外国人研究者を受入れたことがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q6	留学生等の受入れでの輸出管理の必要性を理解している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

ご協力ありがとうございました。

添付資料3

e-Learning

**名古屋大学**  
**産学官連携における**  
**研究情報管理**

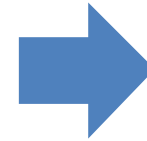
～営業秘密その他秘密情報の技術流出防止について～

学術研究・産学官連携推進本部  
(2016年2月 第1版)

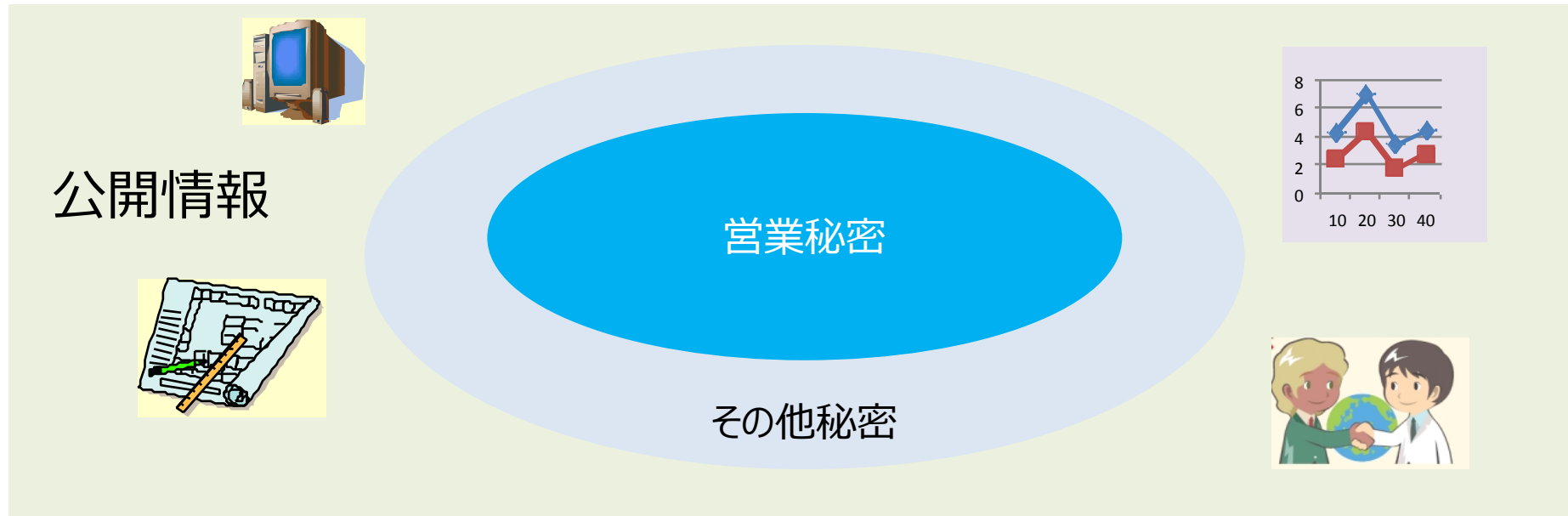
# 技術流出を防ぎましょう

「営業秘密」の不正使用には民事・刑事責任の可能性

大学で保有する情報や企業との共同研究で受け入れた秘密が、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当すれば、営業秘密の不正使用等一定の要件を満たした侵害行為に対して、**差止請求や損害賠償などの民事請求の他、刑事責任**があります。



一般情報と区別して「営業秘密」にあたるものを管理する必要があります。





# 「営業秘密」にあたるものとは (不正競争防止法の3要件)

**秘密管理性**：当該情報にアクセスできるものが制限されている、アクセスしたものに秘密であることを認識できるようにされていること。

- (例) ・秘密である旨の表示がなされている書類や電子データを格納した電子媒体に記録された情報
- ・口頭又は視覚的方法により開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示された情報

**有用性**：客観的にみて、生産、販売、研究開発に役立つなど事業活動にとって有用であること

- (注意) 直接事業活動に使用・利用されている情報に限らず、間接的な価値がある場合も含まれます。
- (例) ・特許出願前の実験データ、新たな発見に係る事象の情報、個人情報、顧客データ、企業の開発計画書など

**非公知性**：当該情報が刊行物に記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般的に知られておらず、又は容易に知ることができないこと

- (注意) 発明の新規性の判断における「公然知られた発明」(特許法29条)の解釈と一致するわけではありません。

# 名古屋大学での方針

「名古屋大学 産学連携における研究情報管理ポリシー」

本学においては

「名古屋大学 産学連携における研究情報管理ポリシー」を規定のうえ、秘密管理に取り組んでいます。

## ◎ 研究情報管理の目的

### 法令等での管理の要求

1. 不正競争防止法では、大学の「営業秘密」侵害行為について

- ①教職員等の個人
- ②法人も刑事罰対象

2. 研究情報の不適切な管理が発覚した際の大学全体の社会的評価の低下

### 具体的な管理の対象

A) 大学独自の研究成果や発明等の研究情報

B) 共同研究等において、企業等から入手・共有した研究情報

### 研究情報管理の目的

大学の公益性  
教育・研究に与える効果  
等を踏まえつつ

**共同研究の増加等  
産学官連携活動を  
より一層推進してい  
く**

# 「営業秘密」等の秘密漏えいを防ぐためには 秘密漏えいのリスクを減らしましょう

## 秘密管理措置（管理方法）の具体例

### 紙媒体（書類）

営業秘密である文書に<sup>秘</sup>等秘密であることの表示

### 電子媒体

- ・電子媒体への<sup>秘</sup>表示の貼付
- ・電子ファイル名・フォルダ名への<sup>秘</sup>付記
- ・パスワード等による情報共有者のアクセス制限

※ 本学「情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティガイドライン」に具体的なルールの記載があります。

<http://www.icts.nagoya-u.ac.jp/ja/security/>（情報統括本部）

### 製造機械や金型等の物に営業秘密等が化体している場合

入館IDカード等が必要な研究室等に物品を設置

# 企業等との共同研究の際には 秘密の授受はありませんか

## ○秘密保持契約・共同研究契約での注意点

共同研究等において営業秘密を企業から入手する場合、秘密保持契約書又は共同研究契約書の秘密保持条項を十分に確認を行い、条項に従い当該情報を適切に管理してください。

## ○学生を共同研究等に参加させる場合の注意点

・学生を共同研究等の産学連携活動に参加させる場合には、教職員は、教育研究を受ける学生の基本的な立場に配慮し、守秘（秘密保持）義務によって、論文発表や就職活動について、学生が不利益を被らないように配慮ください。

・学生の自主性を尊重しながら、場合によって、学生を雇用するという可能性も検討するようにしてください。



# 「ノウハウ」の届出と管理

ノウハウ： 研究成果等において、生産、販売、研究開発に役立つなど事業活動に有用であり（有用性）、当該情報が刊行物に記載されていないなど、一般に入手できない状態（非公開）であるもので秘密管理しているもの。例えば〇〇等

## 〇 名古屋大学において、ノウハウの届出が必要な主な場合

1. 職員等又は本学学生以外の者に有償で利用させる場合、
2. 職員等又は本学学生以外の特定の者に無償で利用させる場合、財産的価値が顕在化した場合
3. 当該ノウハウについて第三者による不正使用の疑義が生じた場合。

すみやかに、知財・技術移転グループに届け出る

知的財産関係

知的財産に関するご相談はこちらまで

知財・技術移転グループ代表メールアドレス：  
chizai@aip.nagoya-u.ac.jp

ナショナル・イノベーション・コンプレックス (NIC) 3 階311  
代表電話番号：052-788-6003

知的財産管理・届出システム

[ログイン](#)

知的財産・届出システム マニュアル  
知的財産管理・届出システム 発明者説明会資料

知財管理システム

石川 綾子様内容を確認の上、問題なければ送信を行ってください。 作業履歴: グループ作業履歴

メニュー

- 記入者情報
- 提出書作成者情報
- 知財管理
- 公開の予定
- プロセス外の成果
- 発明に使用した研究費
- 学内/学外から受け入れた成果や技術の共有
- 発明者情報
- 出願人
- 知財管理
- 発明の技術情報

記入者情報

新着知財: 0002 | 大学本部 | 提出日: | (注)欄に自動的に記載されます。 |

研究内容: |

所属/学号: | 氏名: 石川 綾子 | 職名/学年: 教員 | 研究員

住所/学号: | 学内Eメール: | 個人Eメール: |

学内の住所: | 所属 (所属は必ず所属番号と記入ください)

# 情報の提供と相談窓口

秘密の取扱い等について不安があったら相談ください

名古屋大学  
学術研究・産学官連携推進本部



研究者の方へ (学内専用) | 大学院生・ポスドクの方へ | 産業界・地方自治体の方へ | 学外研究者・学外関係者の方へ | 一般の方へ

研究者の方へ (学内専用) | 大学院生・ポスドクの方へ | 産業界・地方自治体の方へ | 学外研究者の方へ | 一般の方へ

ホーム | 研究者の方へ | 知的財産関係

## 知的財産関係

知的財産・管理画システム	ご連絡窓口
知財・技術移転グループの紹介	名古屋大学での知的財産の取扱い
大学発ベンチャー企業への支援	特許・基礎知識
企業や大学との関係構築	他機関と異動する場合の知的財産
学生・留学生と知的財産	名古屋大学の出願特許等一覧表
名古屋大学の成果有体、プログラム・データベース、ノウハウ一覧表	ポリシー、規程、契約書様式類

## 産学連携に係る秘密情報の取扱いについて

外部から秘密保持契約を結びたいといわれたとき、また外部に秘密の情報を開示するときには、秘密保持の契約を結ぶ必要があります。

### 1. 外部に秘密情報を開示したり、また外部から秘密情報の開示を受けるときには、秘密保持契約を結ぶ必要があります。

秘密保持契約は、本学の研究者と相手方間で締結します。この場合の署名者は、各部署が指名する者となります。

秘密保持契約の内容について、必要があれば、知財・技術移転グループで検討しますので、相談をしたい場合には、知財・技術移転グループに電話するか、又は知財・技術移転グループ代表アドレス [chizai@aip.nagoya-u.ac.jp](mailto:chizai@aip.nagoya-u.ac.jp) にご連絡下さい。なお、知財技術移転グループでは、秘密保持契約の雛形 (PDF形式) を提供しております。

契約にも

### 2. インターンシップで特に留意すべき主な点は、次のようなことです。

#### 秘密情報の秘密保持

何が秘密情報であるかを把握する。通常の場合ですと、秘密情報にはそのことを示す表示(例えば、秘の表示)が付されています。秘密保持は、インターンシップの期間だけではなく、インターンシップ終了後〇年間(企業によって、この期間に差があります。)となっている場合が殆どであると思います。何年間守る必要があるか把握して下さい。インターンシップ終了後であっても、秘密保持義務があることに留意して下さい。インターンシップを行う会社の業務によっては、個人情報にアクセスすることがあるかと思えます。このようなときには、より一層の慎重な取扱いが求められますので、留意して下さい。

## 【相談窓口】

学術研究・産学官連携推進本部  
知財・技術移転グループ

[chizai@aip.nagoya-u.ac.jp](mailto:chizai@aip.nagoya-u.ac.jp)

052-788-6003